

京都市の男女共同参画の現状と施策

—ひとが輝き，未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして—

〔第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン〕
平成22年度推進事業報告書

京 都 市

目 次

1 きょうと男女共同参画推進プランの概要	
(1) 推進プランの概要	1
(2) 推進プランの体系	3
(3) 推進プランの推進体制	5
2 平成 22 年度の推進状況	
表の見方	6
基本目標 1 個人の尊厳が確立された社会づくり	
施策の方針 1-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	7
施策の方針 1-2 男女の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し	9
施策の方針 1-3 学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進	12
基本目標 2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり	
施策の方針 2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	17
施策の方針 2-2 仕事と家庭生活の両立の支援	22
施策の方針 2-3 女性の職業能力発揮の支援	24
基本目標 3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり	
施策の方針 3-1 家庭生活における男女共同参画の促進	26
施策の方針 3-2 多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実	27
施策の方針 3-3 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備	32
基本目標 4 生涯を通じた健康な暮らしづくり	
施策の方針 4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透	39
施策の方針 4-2 母と子の健康を守る保健医療等の推進	40
施策の方針 4-3 男女の心とからだの健康づくりの支援	43
基本目標 5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり	
施策の方針 5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進	46
施策の方針 5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上	47
施策の方針 5-3 男女の様々な社会活動への支援	50
施策の方針 5-4 男女共同参画による地域コミュニティの創造	52
基本目標 6 国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり	
施策の方針 6-1 男女共同参画社会の構築に向けた国際的協調の推進	55
別表 1～5	57
3 目標数値の達成状況	62
4 参考資料	
(1) 男女共同参画社会基本法	63
(2) 京都市男女共同参画推進条例	66
(3) 京都市男女共同参画推進条例施行規則	69
(4) 男女共同参画に関する年表	70

1 きょうと男女共同参画推進プランの概要

(1) 推進プランの概要

ア 推進プランの位置づけ・期間

「第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン」(以下、「推進プラン」という。)は、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を受けて、平成13(2001)年1月に策定した「京都市基本計画」の分野別計画の一つです。取組期間は、「京都市基本計画」との整合性を図るため、平成22(2010)年度までとしています。(平成19年3月改定)

なお、推進プランは京都市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく男女共同参画計画となるものです。

イ 基本的な考え方と内容

推進プランは、次の4つの視点に立って策定し、6つの基本目標に沿った取組を進めます。

<4つの視点>

平等

女性が意欲と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画を進める施策は、機会の均等だけでなく、結果の平等を視野に入れて展開していくことが必要です。

参画

政策・方針の形成に関与する女性の比率は依然として低く、男女の格差を是正するためのポジティブ・アクションなどにより、様々な分野で男女の均等な参画を実現していく必要があります。

選択と自己決定

性別にとらわれない多様な生き方が保障されるためには、性別による差別的な取扱いや偏見のない多様な選択肢が用意される必要があります。

自立

男女が対等なパートナーとなるためには、女性の経済的自立と男性の生活者としての自立が求められ、それぞれの自立を妨げている社会制度・慣行の見直しが必要となっています。

<6つの基本目標>

基本 目標

1

個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

基本 目標

2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

基本 目標

3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つになっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域生活とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、一人一人の生き方を尊重し支え合える家庭づくりの支援に取り組みます。

基本 目標

4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいきいきと社会で暮らしていくためには、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

基本 目標

5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

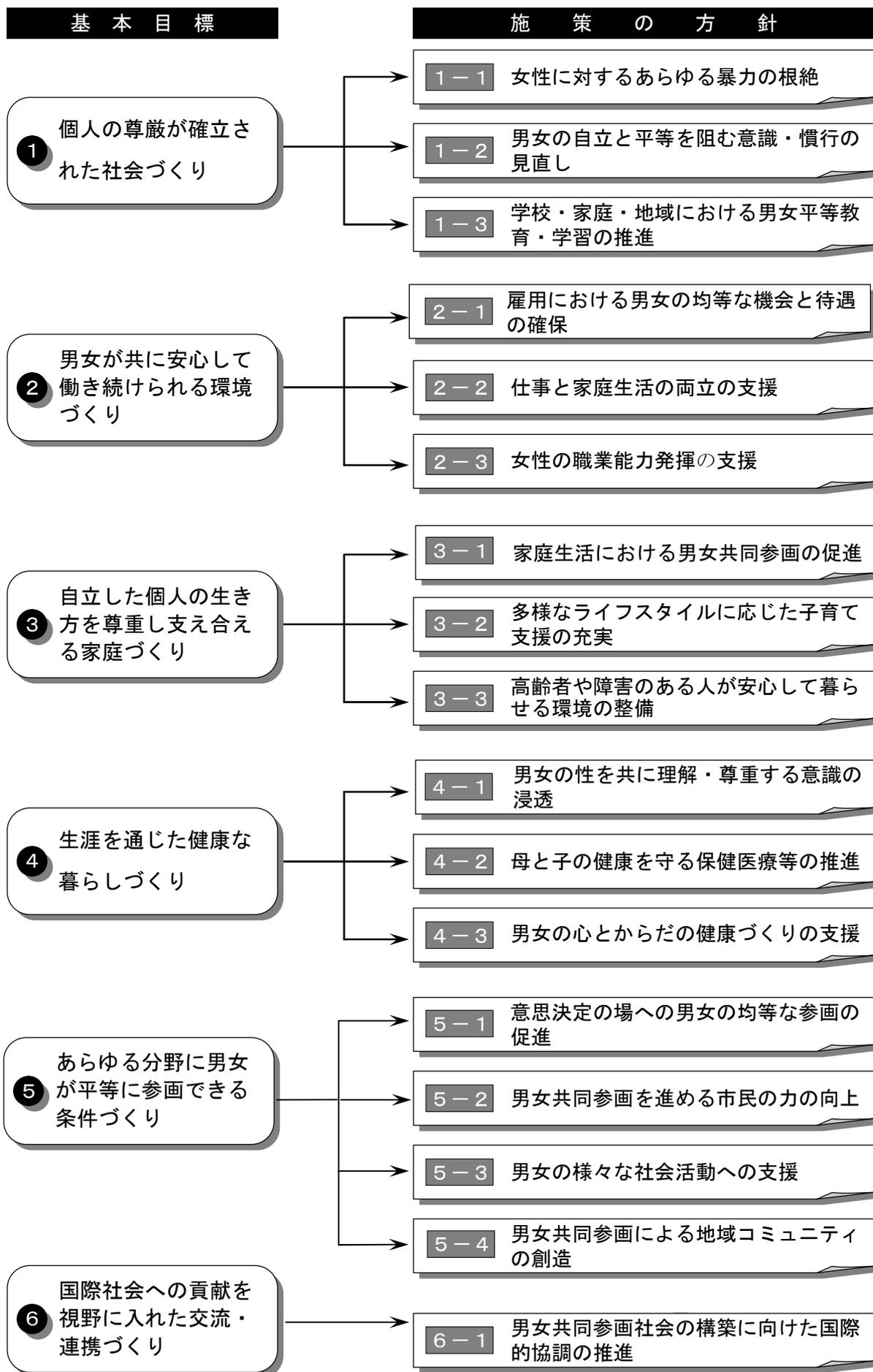
基本 目標

6

国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり

男女平等は世界共通の目標であり、その達成に向けた取組は国際的な視野に立って進める必要があります。男女が共に、地球規模の「平等・開発・平和」に貢献していくため、国際的協調の推進など、国内外の様々な人々の交流・連携づくりに取り組みます。

(2) 推進プランの体系



推 進 施 策

- | | |
|--|--|
| <p>→ 1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化
3 ■ ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援</p> | <p>2 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実
4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</p> |
| <p>→ 5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進
7 ジェンダーに関する調査・研究の推進
9 市職員等への研修の充実</p> | <p>6 男女平等の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進
8 男女別の統計資料の充実</p> |
| <p>→ 10 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進
12 家庭や地域の教育力の向上
14 男女共同参画に関する国内外の情報の収集・整備・提供</p> | <p>11 男女共同参画の視点に立った学校教育活動の充実
13 社会教育団体の学習・実践活動の支援</p> |
| <p>→ 15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進
17 女子学生の就業支援</p> | <p>16 非正規雇用者の就業環境の整備
18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進</p> |
| <p>→ 19 企業等における両立支援の取組の促進
21 仕事・子育て・介護等の生活設計の支援</p> | <p>■ 20 子育てしながら働き続けられる条件整備</p> |
| <p>→ 22 女性の職業能力の開発
24 女性の起業に対する支援
26 働く女性の健康管理の促進</p> | <p>23 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立
25 働き方に関する情報提供・相談の充実
27 労働に関する調査・研究の推進</p> |
| <p>→ 28 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上
29 生活者の視点に立った男女の消費生活の向上</p> | <p>30 男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備</p> |
| <p>→ 31 男女が共に安心して子育てできる保育環境の整備
32 地域における子育て支援の充実
34 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進</p> | <p>33 子育てにかかる経済的負担の軽減
35 子どもの虐待防止対策の推進</p> |
| <p>→ 36 介護サービスの充実や質的向上
38 高齢者の社会参加の支援
40 高齢者や障害のある人の権利擁護の推進</p> | <p>37 高齢者の生活や介護等に関する専門相談体制の充実
39 障害のある人への支援の充実
41 人に優しいまちづくりの推進</p> |
| <p>→ 42 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念の普及
43 性に関する情報提供・相談の充実</p> | <p>44 人権尊重の精神に基づく性教育の推進</p> |
| <p>→ 45 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援</p> | <p>46 安心して出産できる医療環境の整備
48 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実</p> |
| <p>→ 49 女性に特有な病気の予防対策の充実
51 ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進
52 スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援</p> | <p>50 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進</p> |
| <p>→ 53 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
55 女性の人材情報の収集・整備・提供
56 市や外郭団体における女性職員の積極的登用と職域拡大</p> | <p>■ 54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保</p> |
| <p>→ 57 男女共同参画を進める人材の育成
59 女性の社会参加意識の向上</p> | <p>58 男女の創造的な学びを支える環境の整備
60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実</p> |
| <p>→ 61 男女平等の実現を目指した市民活動への支援
63 文化芸術活動への男女の参加促進</p> | <p>62 ボランティア活動への男女の参加促進
64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備</p> |
| <p>→ 65 男女の協力による地域の活性化の促進
67 外国籍市民に対する支援の充実</p> | <p>66 世界の多様な文化との交流・共生の推進</p> |
| <p>→ 68 諸外国との相互理解の促進
70 男女共同参画による地球環境の保全に向けた取組の促進</p> | <p>69 国際交流・協力の推進</p> |

(3) 推進プランの推進体制

ア 庁内推進体制

推進プランの実施について、関係局・区間の相互の調整を十分に行うとともに、緊密な連携体制の下で、総合的かつ効果的に推進するため、関係局長等で構成する京都市男女共同参画推進会議及びその下部組織として関係課長等で構成する幹事会を設置しています。

また、男女が共に働きやすい職場づくりに本市が率先して取り組むとともに、各局・区等で実施する施策・事業において男女共同参画の視点を反映する体制の強化に努めるため、全局・区等に男女共同参画推進員を配置しています。

イ 京都市男女共同参画審議会

京都市男女共同参画推進条例第22条に基づく京都市男女共同参画審議会を平成16年4月1日に設置しました。この審議会は、本市の男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じて調査・審議するとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表等10名、市民公募2名からなる12名の委員で構成しています。

ウ 市民、団体・グループ、企業等との連携・協力

行政だけでなく、広く京都市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、京都市男女共同参画市民会議の開催による相互交流等の推進や「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度による取組の促進など様々な機会を通じて、市民、団体・グループ、企業等と連携・協力し、それぞれの主体的な取組の促進に努めています。

エ 京都市男女共同参画苦情等処理制度

京都市男女共同参画推進条例第21条に基づく京都市男女共同参画苦情等処理制度を平成16年4月1日から開設しています。性別による人権侵害と認められる行為や男女共同参画の推進に関する本市の施策について、市民の皆様からの苦情等を受け付け、京都市男女共同参画苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じ、事案の関係者等に対して、助言・是正の要望等を行います。

オ 京都市男女共同参画センターの運営

京都市男女共同参画センター（平成17年度までは京都市女性総合センター）「ウィングス京都」は、女性の自立と広範な社会参画を総合的に支援する拠点施設として平成6年4月に開館しました。市民活動の拠点として、イベントホール、スポーツルームや会議室等の貸施設があり、平成18年度から指定管理者制度を導入し、財団法人京都市女性協会（現：公益財団法人京都市男女共同参画推進協会）に管理・運営を委託しています。

センターでは、京都市男女共同参画苦情等処理制度の受付、京都市男女共同参画講座、女性への暴力専門相談等の京都市からの委託事業のほか、女性協会の自主事業として、図書情報室の運営をはじめとする情報提供事業、学習・研修事業等、様々な事業を展開しており、プラン推進の中核施設となっています。平成22年度には、489,997人の来館者がありました。

京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」

■所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 TEL 075-212-7490 FAX 075-212-7460 URL http://www.wings-kyoto.jp
■開館時間	午前9時～午後9時（日曜日・祝日は午後5時まで）
■休館日	毎週水曜日、12月29日～1月3日
■交通機関	地下鉄「烏丸御池」駅又は地下鉄「四条」駅・阪急「烏丸」駅下車徒歩約5分

2 平成22年度の推進状況

表の見方

<凡例>

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり

施策の方針1-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

推進施策2 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実〔文化市民局〕

◆暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実

◆女性への暴力専門相談の充実

○被害者と接することとなる行政機関の職員等への啓発等の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
法制度や相談機関に関する情報提供の充実 (文化市民局 男女共同参画推進課)	配偶者暴力防止法の概要や市内相談機関についての情報提供	市役所及び関係機関に配布 京都府支援カード 90部 京都市支援カード 330部 京都市「参画通信」350部 内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」ちらし 143部 ポスター 43部
(参照)	推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 推進施策9 市職員等への研修の充実 推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実	

推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援〔文化市民局, 保健福祉局〕

◆女性への暴力防止に関するネットワークを通じた被害者の総合的支援

関連	事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
→	民間緊急一時保護施設(民間シェルター)への助成 (文化市民局 男女共同参画推進課)	ドメスティック・バイオレンス被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対し、民間シェルターの家賃に要する費用を補助	交付団体 ㉑ 1団体→㉒ 1団体 交付金額 ㉑ 1,200千円→㉒ 1,200千円
	(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研究の推進 別表2「研修一覧」		

実績数値の前にある丸囲みの数字は年度を表します(㉑=平成21年度, ㉒=平成22年度)。また、文中では平成はHと表記しています。

<注>

- 1 研修等の講師名等, 人名を掲載している場合は, 敬称略としています。
- 2 講演会等の参加人数は, 小規模なものを除き概数です。
- 3 推進施策に網掛け(■)があるものは重点施策です。
- 4 推進施策の〔 〕書きは, 推進プラン改定時に想定した当該推進施策に取り組む局等の名称です。
- 5 実施事業名はプラン改定時に設定した名称を掲載しています。
 - (1) ○印は, 改定版プランから新たに取り組むこととした事業です。ただし, 既存の事業で, 新たに推進プランで進行管理を行うことになった事業を含みます。
 - (2) ◆印は, 改定前の推進プランから取り組んでいる事業です。ただし, 隔年実施等, 毎年実施していない事業もあります。
 - (3) 表中の事業名の欄は, 実施事業を推進するための具体的な事業名を掲載しています。
 - (4) 1つの実施事業が複数の推進施策に関連する場合は, 主たる推進施策の項目に掲載するとともに, その他の関連する推進施策の項目に, 「参照」として実施事業の掲載箇所を記載しています。

基本目標 1 個人の尊厳が確立された社会づくり

施策の方針 1-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

推進施策 1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化〔文化市民局、教育委員会〕

- ◆啓発情報誌等による広報の充実
- ◆学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進
- 交際相手等からの暴力に関する若年者層への啓発の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
女性に対する暴力をなくす運動 (文化市民局 男女共同参画推進課)	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日～25日)における様々な広報媒体を活用した広報啓発活動	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日～25日)における様々な広報媒体を活用した広報啓発活動
交際相手等からの暴力に関する若年者層への啓発の推進 (文化市民局 男女共同参画推進課)	「デートDV」をテーマとした啓発誌の発行、講座の開催	「デートDV」をテーマとした啓発誌の発行、講座の開催
学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進 (教育委員会 学校指導課)	「学校教育の重点」の作成 本市の学校教育の取組の重点を示す「学校教育の重点」に人権教育の推進について記載しており、教職員はもとより全保護者に配布している。 PTA活動における取組の推進 憲法月間におけるPTA人権啓発パレードの実施や人権月間における街頭啓発活動、さらには各PTA内での研修会、家庭教育学級などにおいて、研修を行っている。	「学校教育の重点」の全教職員と保護者へ配布 PTA活動における取組の推進 人権啓発パレードの実施 4月16日 該当啓発活動 12月4日
(参照)	推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成	

推進施策 2 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実〔文化市民局〕

- ◆暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実
- ◆女性への暴力専門相談の充実
- 被害者と接することとなる行政機関の職員等への啓発等の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
法制度や相談機関に関する情報提供の充実 (文化市民局 男女共同参画推進課)	配偶者暴力防止法の概要や市内相談機関についての情報提供	市役所及び関係機関に配布 京都府支援カード 90部 京都市支援カード 330部 京都市「参画通信」350部 内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」ちらし143部 ポスター43部
(参照)	推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 推進施策9 市職員等への研修の充実 推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実	

推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 [文化市民局, 保健福祉局]

- ◆女性への暴力防止に関するネットワークを通じた被害者の総合的支援
- ◆母子生活支援施設における保護・生活援助
- シェルター（緊急一時保護施設）の運営等の被害者支援を行う民間団体への支援
- 被害者支援に携わる人材の育成
- 被害者の自立支援のための講座の開催

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」による取組 (文化市民局 男女共同参画推進課)	京都市内の関係機関（行政・施設・民間団体等）間において情報の共有化を図ることにより総合的な支援体制を充実・強化	構成機関数 ㉑25機関→㉒25機関 会議開催回数 ㉑2回→㉒3回(ワーキング1回含む) 事例検討会開催回数 ㉑1回→㉒0回
京都市母子生活支援施設緊急一時保護事業 (保健福祉局 児童家庭課)	夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護するもの	保護件数 ㉑12件→㉒7件
民間緊急一時保護施設（民間シェルター）への助成 (文化市民局 男女共同参画推進課)	ドメスティック・バイオレンス被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対し、民間シェルターの家賃に要する費用を補助	交付団体 ㉑1団体→㉒1団体 交付金額 ㉑1,200千円→㉒1,200千円
ドメスティック・バイオレンス被害者支援ボランティア入門講座 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	ドメスティック・バイオレンスについて理解を深め、被害者の支援の輪を広げ、被害者支援体制を充実することを目的とした講座	開催回数 ㉑5回, 見学2回 →㉒5回, 見学2回 受講者数 ㉑30人→㉒25人
DV被害者自立支援講座 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	DV被害者の社会参画を目的として、DVという同じ経験をしてきた女性たちが出会い、仲間がいることの心強さを実感でき、それぞれの経験を誰からも批判されずに安心して話すことを目的に実施	開催回数 ㉑5回→㉒5回 延べ受講者数 ㉑55人→㉒60人
(参照) 推進施策7	ジェンダーに関する調査・研究の推進 別表2「研修一覧」	

推進施策4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進〔全局・区〕

- ◆セクシュアル・ハラスメント防止マニュアル等の活用
- ◆企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
- ◆市や外郭団体におけるセクシュアル・ハラスメント防止の率先した取組の推進
- ◆学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
市職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策 (行財政局 コンプライアンス推進室)	(1)セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情に対処する相談窓口を設置 (2)セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動等	相談時間 月・火・木・土曜日 午前10時～午後5時 水・金曜日 午後2時～午後8時 (外部専門機関に委託)
ハラスメントに関する対策 (行財政局 コンプライアンス推進室)	ハラスメントに関する相談、啓発を行う。	・京都市ハラスメント相談窓口の運営 ・HPでのハラスメント対策の啓発
企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 (文化市民局 人権文化推進課)	人権に関する啓発・研修を実施する企業等に対して、講師の紹介や啓発冊子の提供、啓発ビデオの貸出等により支援する「人権啓発サポート制度」を実施	講師派遣4件、ビデオ貸出12件を実施 (延べ参加者数 395名)
(参照) 推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の推進 別表2「研修一覧」		

施策の方針1-2 男女の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し

推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進〔全局・区〕

- ◆市民しんぶん、テレビ、ホームページ等による広報の充実
- ◆啓発情報誌の発行
- ◆講演会・シンポジウムの開催

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
市民しんぶん全市版の発行 (総合企画局市長公室 広報担当)	市民しんぶん全市版の人権に関するコーナーである「心のカギ」欄に、人権に関する活動に取り組んでいる学識経験者や実践者の寄稿文を毎月掲載	◇市民しんぶん全市版の「心のカギ」の欄において、男女共同参画に関する文章を掲載(タイトル:8月1日号「子供の立場からのワークライフバランス」) ◇同6月1日号で男女共同参画週間(6月23日～29日)、同11月1日号で「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)」の周知・啓発記事を掲載。
市政広報番組の放送 (総合企画局市長公室 広報担当)	市政広報テレビ番組「京のまち」(KBS京都、毎週日曜日午前11時30分から15分間放送)で、年間4回程度、人権特別番組を放送	8月22日放送のインフォメーションコーナーで、「日本女性会議2010」への参加を呼びかける告知を実施。

市政広報番組の放送 (総合企画局市長公室 広報担当)	市政広報ラジオ番組「明日への 歩み」(KBS京都、毎週日曜日午 前8時45分から5分間放送)で、 人権に関する話を毎月1つのテー マに沿って、学識経験者等に 語ってもらう。(毎週日曜日午 前8時45分から5分間放送)	女性の人権全般(ドメスティック・バイ オレンス、男女共同参画社会の実現等) について、2回設定。 7月:杉山 久美子 (市男女共同参画苦情等処理専門 員) 3月:谷口 真由美 (大阪国際大学現代社会学部講師)
男女共同参画センター 「情報提供事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課)	ウィングス京都のホームページ による情報提供	㊦116,869件→㊦364,879件
啓発誌の発行 (文化市民局 人権文化推進課)	人権文化推進計画に基づき、毎 年度、人権に関する啓発誌を発 行	冊子「あい・ゆーKYOTO」特集記事 39号「強い女性とは優しく、人を支えら れる存在 そして、その心身は逆境でこ そ鍛えられる」
啓発誌の発行 (文化市民局 男女共同参画推進課)	男女共同参画社会について考え る啓発誌「男女共同参画通信」 の発行	◇本冊 各20,000部 vol.25 「男性の介護」(9月) vol.26 「パープルリボン」(11月) vol.27 「きょうと男女共同参画推進 宣言」事業者登録制度」(12月) vol.28 「意思決定の場への女性の参 画」(3月) ◇別冊 10,000部 「ピンクリボン運動」(10月)
男女共同参画センター 「情報提供事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課)	講座案内リーフレット「ウィン グスきょうと」の発行	年6回発行、各8,000部 ウィングス京都で実施する講座の案内、 新刊図書の案内等を掲載
男女共同参画に関する学習 活動支援のための講師派遣 (文化市民局 男女共同参画推進課)	企業、市民団体等の行う男女共 同参画に関する学習会等へ男女 共同参画推進課職員や(財)京都 市女性協会職員を講師として派 遣	テーマ「京都市男女共同参画推進条例」 「男女共同参画社会」他 (派遣先、回数、参加人数) 企業 ㊦5回258人→㊦2回35人 市民団体等㊦5回82人→㊦12回140人 学校等 ㊦24回592人→㊦22回461人
講演会・シンポジウムの開 催	(参照)別表1「講演会等一覧」	延べ参加人数 3,753人
(参照)	推進施策1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進 推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備 推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進 推進施策24 女性の起業に対する支援	

推進施策6 男女平等の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆ 市政刊行物の表現ガイドラインの作成
- ◆ 情報教育の推進

推進施策7 ジェンダーに関する調査・研究の推進〔文化市民局〕

- ◆ 男女共同参画に関する調査・研究事業の充実
- ◆ 男女共同参画に関する市民意識実態調査等の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
女性の人権問題の研究 (文化市民局 人権文化推進課, (財)世界 人権問題研究センター)	女性の人権について, 労働, 教育, 歴史, 宗教, 法律などの 分野にわたり学際的な視点から 共同研究を行い, あわせてアジ アの女性の人権と開発について も, 調査研究を行っている。	テーマ:「女性差別撤廃条約の国内履行 について」 内 容: 2010年は日本が女性差別撤廃条 約に批准してから25年という節目の年で あったことから, 定例の研究会, さらに 「日本女性会議2010きょうと」におい て, 同条約の国内履行状況と今後の課題 について議論を行った。

推進施策8 男女別の統計資料の充実〔全局・区〕

- ◆ 各種統計, アンケート調査等における男女別データの整備・公表

(参照) 推進施策54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保

推進施策9 市職員等への研修の充実〔全局・区〕

- ◆ 市や外郭団体の職員に対する対象別研修の充実
- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 研修資料の整備・充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
市や外郭団体の職員に対す る対象別研修の充実	(参照) 別表2「研修一覧」	延べ参加人数 620人
女性問題に関する研修資料 の整備 (行財政局 人材活性化推進室)	女性問題に関する研修資料・教 材の整備	人権関連のビデオ等を購入し, 研修教材 の充実を図っている。
研修資料の整備・充実 (上下水道局職員課)	ビデオ教材の購入と職場研修で 活用できる資料の作成	職員課で保管する人権関連のビデオ等の 周知を各所属に行い, 職場研修等の奨励 を行った。

施策の方針 1-3 学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進

推進施策10 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆男女平等についての学習の充実
- ◆副読本の作成
- ◆家庭科教育の充実
- ◆体験学習の充実
- ◆進路指導の充実

○学校における女性研究者による出前講座の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
学校における男女平等教育の推進 (教育委員会学校指導課, 京都市総合教育センター)	男女平等教育の視点からの教育活動の見直し, 及び校内研修の実施等	学校においては, 男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして年間計画の中に位置付け, 子どもへの指導を推進している。 また, 管理職や教職員を対象に, 男女平等教育をはじめ, さまざまな人権教育研修を実施し, 認識の深化と指導力の向上を図っている。
家庭科 (教育委員会学校指導課)	家庭科の授業	小学校家庭科の「家庭生活と家族」, 中学校の技術・家庭の「家族・家庭と子どもの成長」等において, 男女平等教育を推進
「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業 (教育委員会 京都まなびの街生き方探究館)	中学生がそれぞれの興味・関心に応じて取り組む勤労体験・ボランティア体験などの職場体験活動	実施校数 ㉑81校→㉒77校 (㉑㉒とも対象学年が在学する全中学校で実施) 実施生徒数 ㉑10,057人→㉒10,619人 受入事業所数 ㉑3,592事業所→㉒3,745事業所
進路ノートの発行 (教育委員会学校指導課)	進路ノートの発行	全中学生に配布
副読本の作成 (教育委員会学校指導課)	「<学校における>人権教育をすすめるにあたって」(平成21年度改訂)及び, 「人権教育指導資料集」を活用し, 男女問わず等しく個性ある人間として尊重し, 能力を發揮できる資質や能力の基礎を培う等, 人権という普遍的文化の担い手の育成を図る教育を推進する。 また, 小中学校道徳における文部科学省の副読本「心のノート」に加え, 児童生徒が題材をもとに考える力を育成することを目的に小学校では, 平成12年度から「夢いっぱい」, 中学校では, 平成18年度から「心の旅」という本市独自の指導資料を活用した授業を行っている。	全小中学校で活用
(参照) 別表2「研修一覧」		

推進施策11 男女共同参画の視点に立った学校教育活動の充実〔文化市民局，教育委員会〕

- ◆<再掲>教職員研修の充実（⇒推進施策9）
- ◆女性教職員の登用促進
- ◆<再掲>学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の充実（⇒推進施策4）
- ◆「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進
- はじめての男女共同参画講座の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
女性教職員の登用促進 (教育委員会 教職員人事課)	※女性教職員の登用にあたり特別な措置は行っていない。	女性教職員の割合 56.8% (5,040人/8,878人) 女性管理職の割合 16.1% (95人/590人) (いずれもH22年5月1日現在 学校現況調査より)
「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進 (教育委員会学校指導課)	管理職を対象とした教育委員会の研修や，各校での校内研修を通して啓発を推進する。	管理職や教職員への研修において，男女平等教育をはじめ，さまざまな人権教育研修を実施し，認識の深化と指導力の向上を図っている。

推進施策12 家庭や地域の教育力の向上〔教育委員会〕

- ◆家庭教育学級等の充実
- ◆私立幼稚園家庭教育セミナーの充実
- ◆市立学校・園PTAによる取組の推進
- ◆人づくり21世紀委員会による取組の推進
- ◆地域生徒指導連絡協議会による取組の推進
- 「おやじの会」による取組の推進
- 子育てサポーターによる取組の推進
- ◆家庭教育に関する相談体制の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
家庭教育学級等の充実 (教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)	今日的教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会の実施	対象 市立幼稚園，小学校，中学校， 総合支援学校
京都市私立幼稚園PTA連合会「家庭教育セミナー」 (教育委員会総務課)	私立幼稚園PTA連合会が，保護者を対象とする家庭教育セミナーを各地区及び全市規模で開催	家庭教育セミナー実施回数 ㉑32回→㉒32回

<p>市立学校・園PTAによる取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA会員が、社会的課題に対する研修をはじめとした取組により、本市PTA活動の活性化を図る。</p>	<p>◇PTA指導者研修事業 ①単位PTA役員等を対象にPTA活動実践講座を実施 ②「PTA指導者育成事業」として、各支部PTAに委託して実施 ③校種別PTA研修会 ◇京都市PTAフェスティバル 全市のPTA会員が一同に集い、各校種の特徴を生かした手作りのイベントとして開催。H22年度は2万もの参加となった。 ◇子どもの安心安全情報等の発信機能を持つPTAホームページ開設 単位PTAのホームページを開設することにより、事業内容や活動実績を全国に発信するとともに、会員間の迅速なメール配信を行うことが可能。H22年度末では全市で36000件を超えるメールアドレス登録数となった。</p>
<p>人づくり21世紀委員会による取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>幹事団体の代表者による幹事会、企画推進・情報発信・地域活動の各部会、行政区別実行委員会、人づくりフォーラム、連続講座等の開催</p>	<p>フォーラム等の参加者数 ①15,800人→②19,200人</p>
<p>人づくり21世紀委員会による取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>「人づくりニュース」の発行</p>	<p>発行部数 ①36号 157,000部/回 37,38号 154,000部/回 →②39,40,41号 154,000部/回</p>
<p>地域生徒指導連絡協議会</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>全中学校区を単位として組織し、子どもたちの安心・安全の確保や健全育成活動等を実施</p>	<p>②72校区で実施 (地域性のない3校区については実施しない)</p>
<p>家庭の教育力向上サポートチームによる取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>戸口まで近づく子育て相談や、父親の積極的な子育て参加などの取組 (注)右欄 総支＝総合支援学校</p>	<p>◇小153校・中9校・総支3校・幼8園の計173校園で実施 ◇「おやじの学校」の開催 ◇0(おやじの)K(子育て参加に理解がある)企業の認証248社(累計)等</p>
<p>子育てサポーター講座の開催</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>子育てに関する助言や、子育て交流事業の企画・推進をはじめ、子育てネットワークの運営などの活動を担う人材の育成</p>	<p>◇子育てサポーター ②118名を委嘱 ◇親と子のほっとタイムの実施 子ども連れで参加できる子育て相談・子育て交流の機会として、子育てサポーターと生涯学習コーディネーターが連携して、ゆったりとした雰囲気の中で親子の絆の深まりを目指した取組を実施(22年度は市内4箇所で開催)</p>
<p>子育て語り合いサロン</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>学校のふれあいサロン等を活用した井戸端談義風の子育て教室 (注)右欄 総支＝総合支援学校</p>	<p>実施校数 ①幼15,小57,中15,総支6 →②幼15,小57,中19,総支6</p>

推進施策13 社会教育団体の学習・実践活動の支援〔文化市民局, 教育委員会, 選挙管理委員会〕

- ◆「夏期女性講座」の開催
- ◆「未来にはばたく女性研究集会」の実施
- ◆「市民スクール21」の開催
- ◆女性教育指導者研修の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
<p>「夏期女性講座」の開催 (文化市民局 男女共同参画推進課, 選挙管理委員会事務局 選挙課)</p>	<p>家庭・地域における男女平等教育・学習の推進に資する講座を社会教育団体と連携して開催 (全10回のうち前半5回) (文化市民局) 明るい選挙の推進に資する事業等を各種団体と連携して開催 (全10回のうち後半5回) (選挙管理委員会事務局)</p> <p>*上記の目的により共催して開催</p>	<p>参加者数(前半5回) ①各回約200人→②各回約150人 テーマ 「これからの京都の観光」 「お茶と漢方で心身を癒す」 「まちの食育と食の安全」 「平城遷都1300年～栄華を誇った平城京～」 「子どもの成長を阻むもの」</p> <p>参加者数(後半5回) ①各回約200人→②各回約150人 テーマ 「クジラから考える 日本の食と環境問題」 「再び楽しむ～銘仙の着物と平岡養一の木琴」 「待ったなし日本」 「脱GDP神話～近未来社会から新聞をのぞく」 「憲法とは何か?ー共生のための基本ルールー」</p>
<p>未来にはばたく女性研究集会 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)</p>	<p>地域活動を行う女性を対象に、男女共同参画社会の実現をはじめとする様々な社会的課題解決のため、国際的な視野と指導者として必要な知識等の習得を目指して実施する委託事業 (研修会及び研究集会、隔年での海外への研修団派遣と海外調査研究等)</p>	<p>◇研究集会 開催 11月17日 会場 京都会馆第2ホール 参加者 約1,000名 内容 講演「伝統を受け継ぐ、代へつなぐ」 講師 京舞井上流五世家元 井上八千代氏</p> <p>◇地域女性指導者スキルアップセミナー 開催 12月15日～16日 参加者 約30名 内容 ①ファッション研修 (講師:特定非営利活動法人SEIN代表理事湯川まゆみ氏) ②視察研修 (滋賀県立水環境科学館, 総合地球環境学研究所等)</p>
<p>市民スクール21 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)</p>	<p>概ね旧小学校区を一単位に、男女共同参画を始め、子育て、環境、教育、福祉など、地域固有の様々な課題解決に向けた自主的な学習・実践活動の企画・運営委託</p>	<p>開設学級数 ①101学級→②82学級 テーマ例 「すべての人が安心して、暮らせる地域づくり」, 「環境を守るために、私達で出来ること」, 「地域の雅なる歴史を探る」, 「子ども達とお年寄りとの温もりある地域づくりを目指そう」等</p>

<p>女性団体指導者研修 女性教育指導者研修</p> <p>(教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当)</p>	<p>地域の女性指導者の育成と更なる資質の向上を目指して実施する研修事業</p>	<p>◇女性団体指導者研修会 開催 5月7日 会場 京都市産業会館 内容 講演「撮られるから撮るへ～私のポジティブ人生～」 講師 写真家・大阪芸術大学教授 織作峰子氏</p> <p>◇女性教育指導者研修会 開催 7月14日～10月8日(9回) 会場 京都アスニー 内容 レクリエーション講座, コミュニケーショントレーニング, 防災対策, 広報の手法, ファシリテーション講座等</p>
<p>(参照) 推進施策68 諸外国との相互理解の促進</p>		

推進施策14 男女共同参画に関する国内外の情報の収集・整備・提供[文化市民局, 教育委員会]

- ◆男女共同参画センターにおける図書, 各種資料等の閲覧・貸出し
- ◆図書館機能の強化

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
<p>男女共同参画センター 「情報提供事業」</p> <p>(文化市民局 男女共同参画推進課, 財)京都市女性協会)</p>	<p>情報提供事業の一つとして, ウイングス京都図書情報室を運営</p> <p><目標値> 図書利用登録者数25,000人 (H22年度)</p>	<p>利用登録者数 ⑲1,397人→⑳1,419人 利用者数 ⑲14,860人→⑳14,862人 貸出冊数 ⑲35,692冊→⑳35,580冊 ◇ブックフェアの開催 ⑲4回→⑳5回</p>
<p>図書館情報システムの更新</p> <p>(教育委員会 中央図書館)</p>	<p>図書のインターネット予約サービスの実施をはじめとした, 利用者サービスの向上に向けたシステムの再構築</p>	<p>平成21年9月, 地下鉄東西線京都市役所前駅(改札口付近)及び京北自治振興会図書室内(京北合同庁舎2階)の2箇所 に図書返却ポストを設置。平成23年3月, 地下鉄烏丸線北大路駅(改札口付近)に3箇所目となる返却ポストの運用を開始し, 利便性の一層の向上を図った。</p> <p>入館者数 ⑲4,299,987人→⑳4,315,121人 貸出冊数 ⑲7,870,531冊→⑳7,919,097冊</p>

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

施策の方針2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進〔行財政局, 文化市民局〕

- ◆啓発情報誌等による広報の充実
- ◆企業等を対象とした男女共同参画研修の充実
- ◆＜再掲＞企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進（⇒推進施策4）
- 顕彰制度等の実施による自主的な取組の促進
（「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の実施など）
- 公的な契約において企業等を奨励する制度の調査・研究

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
企業向けの人権問題情報誌の発行 (文化市民局 人権文化推進課)	企業における人権意識の高揚を図るため、企業向け人権問題情報誌「ベーシック」を発行し、人権問題に関する諸情報を市内の企業等に提供	発行 年3回(5,9,12月) 各約10,000部(うち約6,000部を市内各企業等に送付) 52号 「金属を極めること」が新たな創造へ 技術と人を磨き続けてきた310年の歴史(企業インタビュー) 53号 仕事と生活の調和の実現する社会を目指して(特集) 54号 「人材から人財へ」一人ひとりを大切な財産として育み、社会に応える(企業インタビュー)
企業向け人権講座の開催 (文化市民局 人権文化推進課)	企業の各層(経営者層・管理職・人権研修推進者)に対し、人権問題に係る正しい理解及び幅広い知識等の習得を促し、企業内人権研修のより自発的・積極的な実施を促進させるため、企業を対象とした人権問題懇談会、人権問題連続講座、企業内人権研修推進者連続講座等を開催	講演等「誰もが能力を発揮できる社会に向けて～社会の一員としての企業の取組を考える～」 参加者数 61人(+市民132名=計193名) 講演「オヤジの味が社会を変える」 参加者数 15人
OK企業認定システムの推進 (教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)	父親の子育て参加に理解のある企業を「OK(O:おやじの/K:子育て参加に理解がある)企業」として認定し、その取組を推奨することにより、父親層の多くが属する企業を巻き込み、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。	認定数 248社(累計)
政策入札の拡大実施 (行財政局契約課)	事業者の様々な取組を促進する誘導施策として、公的な契約において、格付時の加点措置制度の整備及び政策入札を実施する。	工事契約登録業者の「格付」における加点措置。 ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定(14件) ・国家資格を有する女性技術者を1人以上雇用。(242件)
(参照)	推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進	

推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備〔文化市民局〕

◆啓発情報誌等による広報の充実

◆勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	勤労者情報ホームページの開設	◇HP内容 ・困ったときの相談窓口 ・労働行政ニュース ・賃金情報 ・労働相談事例集 ・勤労者ハンドブック ・リンク集 ◇HPアクセス件数 ㉑70, 151件→㉒73, 321件
啓発情報誌等による広報の充実 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	京都労働局から配布される最低賃金の広報チラシ、ポスター及び京都府から配布される労働相談の広報チラシ、リーフレットを各区役所・支所等に配布し、市民に広く周知する。	◇配付箇所 各区役所・支所、各青少年活動センター、ウィングス京都、市民総合相談課、関係局 ◇種類 京都府最低賃金改正、京都府労働相談 ◇配布数 チラシ・リーフレット各10～40部
(参照) 推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進		

推進施策17 女子学生の就業支援〔総合企画局，文化市民局，教育委員会〕

◆インターンシップの支援・推進

○青少年活動センター，京都若者サポートステーションにおける相談，セミナー等の実施

◆企業（経営者団体）への要請

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
インターンシップ実習生の受入れ (総合企画局 市民協働政策推進室)	(財)大学コンソーシアム京都が実施するインターンシッププログラムの実習生を受入れ	◇パブリックコース 受入期間 8月2日～8月31日(22日間) 受入人数：10人 受入所属：9所属（エントリーは12所属）
市立高等学校インターンシップ事業 (教育委員会 学校指導課)	市立高等学校専門学科（工業科，美術工芸科）の生徒を中心に，在学中に企業等において就業体験学習を実施（平成22年度には普通科1校においても実施）	①22年8月 銅駝美術工芸高 美術工芸科 2年生 23人 16社（3日） ②22年8月 日吉ヶ丘高 普通科 2年生 9人 7社（2日） ③22年9月・11月，23年2月 伏見工業高 キャリア実践コース 1年生 30人 34社（5日×3回） ④22年11月 伏見工業高 全コース 2年生 153人 52社（2日） ⑤23年2月 洛陽工業高 全コース 2年生 174人 67社(3日)
青少年活動センター，京都若者サポートステーションにおける相談，セミナー等の実施 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	学校卒業後若しくは中途退学又は離職後，一定期間無業の若者の職業的自立を支援するため，本人及びその保護者を対象に相談事業，各種セミナー等を実施	新規登録者数 ⑳146人→㉑196人 相談件数 ㉒2,504件→㉓3,285件 進路決定報告者数 ㉔68人→㉕65人 各種セミナー等 ㉖111回→㉗106回
企業（経営者団体）への要請 (教育委員会 学校指導課)	雇用主向けに中学校，高等学校及び盲・聾・養護学校卒業生の就職に対する配慮を依頼するようお願い文の送付	就職応募時期に合わせて，「統一応募書類」使用の趣旨の理解と採用選考の過程における公正な取り扱いを行うこと等の要請文を作成・配布

推進施策18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進〔全局・区〕

- ◆女性職員の能力開発と積極的登用
- ◆職域拡大の推進
- ◆＜再掲＞市や外郭団体におけるセクシュアル・ハラスメント防止の率先した取組の推進(⇒推進施策4)
- ◆時間外勤務の縮減等の取組の推進
- ◆旧姓使用制度の周知
- 「仕事と子育て応援プラン」に基づく取組の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「仕事と子育て両立支援プラン」に基づく取組の推進 (行財政局人事課)	子育て中の職員の能力を引き出し、活かすため、「子育て中も能力の一層の発揮・開発できる環境づくり」に取り組む。	◇「仕事と子育て両立支援ハンドブック(以下「HB」という)」の作成 ◇育児休業の取得要件を緩和 ◇係長能力認定試験受験資格の1年前倒し ◇子育て中の女性職員の本庁職場への配置等 ◇HBに「仕事と子育て両立体験談」を掲載 ◇HBに「仕事と子育て両立チェックシート」を掲載 ◇出産見舞金の支給の際にHBを配布 ◇「りょうりつ通信」の発行 ◇新たな人事評価制度の実施
女性職員の管理職等への積極的登用 (行財政局人事課)	採用・昇任等での実質的な男女平等を徹底し、女性職員の職域拡大と能力開発を推進	◇女性の登用状況(4月1日現在)人数(全体に占める割合) ・役付職員 ㉔409人(17.8%) →㉔414人(18.7%) ・全職員 ㉔3,229人(36.1%) →㉔2,703人(15.3%)
女性職員の高速乗務員への登用 (交通局運輸課)	地下鉄烏丸線における運転業務について施設等、環境を整備し、女性職員の職域を拡大	◇登用状況 なし (女性の乗務員数:4月1日現在) ㉑7人→㉒7人
女性職員の能力開発と積極的登用/職域拡大の推進 (上下水道局職員課)	女性職員の指定職(係長級以上)への登用及び女性の職域拡大の推進	女性2名を新たに係長級に登用し、女性職員の積極的登用を図った。 また、新規採用において、女性の一般技術職員2名を採用するなど、更なる職域の拡大に努めた。
職域拡大の推進 (消防局人事課)	交替制勤務となる救急及び指令管制業務への女性消防吏員の配置、女性消防吏員の救急課程及び救急救命士養成課程の受講	交替制勤務への配置 ㉑15人(救急業務12人, 指令管制業務3人) →㉒18人(救急業務12人, 指令管制業務6人) 救命士養成課程の受講者数(年度末の女性消防吏員全員に占める既受講者累計の割合) ㉑2人(20.6%)→㉒2人(22.4%) 救急課程の受講者数(年度末の女性消防吏員全員に占める既受講者累計の割合) ㉑3人(65.5%)→㉒1人(65.5%)

<p>市職員の所定外労働時間削減に向けた取組 (行財政局給与課)</p>	<p>「時間外勤務の縮減に関する指針」(H6年4月策定)に基づく時間外勤務の縮減</p>	<p>◇時間外勤務の縮減 時間外勤務時間数を平成20年度から約4%縮減</p> <p>◇年間720時間を超える時間外勤務を行う職員の解消 ㊦174人→㊦104人</p> <p>※市長部局の数値</p>
<p>旧姓使用制度の運用 (行財政局人事課)</p>	<p>希望者への旧姓使用の承認</p>	<p>旧姓使用中の職員 ※平成22年4月1日時点→平成23年4月1日時点の人数(うち男性) 婚姻 ㊦214人(7人)→㊦240人(8人) 養子縁組 ㊦4人(3人)→㊦4人(3人) その他 ㊦7人(0人)→㊦11人(0人) 計 ㊦225人(10人)→㊦255人(11人)</p> <p style="text-align: right;">*(別表4)参照</p>
<p>旧姓使用制度の周知 (消防局人事課)</p>	<p>旧姓使用基準の改正のたびに職員に周知するとともに、各所属の庶務担当者に再度周知徹底</p>	<p>定期人事異動により庶務担当者に変更があった所属の庶務担当者に対して、旧姓使用制度を周知徹底</p>
<p>次世代育成事業(子育て支援対策)の充実 (交通局職員課)</p>	<p>職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくり</p>	<p>男女共同参画についての資料回覧等を通して、職員の意識の強化を図った。</p>
<p>消防局職員の所定外労働時間削減に向けた取組 (消防局人事課)</p>	<p>「時間外勤務の縮減に関する指針」(H22年3月策定)に基づく時間外勤務の縮減</p>	<p>◇時間外勤務の縮減 平成21年度実績比5%の縮減 ㊦21.9万時間→㊦22.4万時間</p> <p>◇長時間(720時間超)の時間外勤務を行う職員の減少 ㊦18人→㊦13人</p> <p>※実績は、消防局のみの数値である。</p>
<p>(参照) 別表3・4</p>		

施策の方針 2-2 仕事と家庭生活の両立の支援

推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進〔行財政局, 文化市民局〕

- ◆育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進
- ◆労働時間の短縮等に向けた広報の推進
- ◆フレックスタイム制など自律的な働き方の普及
- ◆仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業等の奨励
(「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の実施など)

○<再掲>公的な契約において企業等を奨励する制度の調査・研究 (⇒推進施策15)

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度 (文化市民局 男女共同参画推進課)	「仕事と家庭の両立支援」など、男女がともにいきいきと働くことができる職場づくりに向けて積極的に取り組んでいる企業等を登録し、その取組を応援。H18年度からは、特に意欲的な取組を推進している事業者を市長表彰し、広報誌を発行	◇登録事業者数 ⑳63事業者→㉓68事業者 表彰事業者数 ㉑2事業者→㉒2事業者 ◇広報誌「POWER CATCH KYO (パワーキャッチ きょう)」 発行部数 14,500部 (年1回)
「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度 (文化市民局 男女共同参画推進課)	中小企業等を対象に、職場における男女共同参画の取組推進のための具体的な助言を行うため、キャリアカウンセラーや中小企業診断士等の専門家を派遣	派遣件数 ㉑1件→㉒1件
事業者対象セミナー&情報交換会の開催 (文化市民局 男女共同参画推進課)	職場における男女共同参画について、先進事業者の取組紹介等を行うとともに、事業者間の情報交換及び情報共有を通じて、事業者の自主的な取組を促進	開催回数, 参加事業者数 ㉑2回, 69事業者→㉒(延べ)1回28事業者
(参照)	推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進 推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備	

推進施策20 子育てしながら働き続けられる条件整備〔保健福祉局〕

- ◆地域の保育需要に合わせた受入れ体制の整備
- ◆低年齢児保育，昼間里親事業の充実
- ◆延長保育，休日保育，一時保育，夜間保育の充実
- ◆乳幼児健康支援ダイサービスの充実
- ◆障害児保育の充実
- ◆児童館の整備
- ◆学童クラブ事業の拡充
- ◆ショートステイ事業，トワイライトステイ事業の拡充
- ◆育児の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
保育所整備事業等 (保健福祉局保育課)	保育需要の増加等によって，待機児童がある地域について，保育所の新設，定員増等を行うことによる受入れ体制の確保 <目標値> 保育所定員 24,650人(H21年度)	保育所定員 ㉑24,400人→㉒24,525人 定員調整(定員増) ㉑8箇所，75人→㉒3箇所，115人 保育所待機児童 ㉑180人→㉒236人
京都市昼間里親事業等 (保健福祉局保育課)	保育に欠ける乳児を，個人の家庭等で保育	昼間里親数 ㉑33人→㉒33人 定員数 ㉑310人→㉒319人
延長保育，休日保育，一時保育，夜間保育の充実 (保健福祉局保育課)	11時間を超える保育の実施や一時的な保育ニーズに対する保育の実施等 <目標値> 延長保育の実施箇所数190箇所，休日保育実施箇所数5箇所，一時保育の実施箇所数42箇所(H21年度)	◇延長保育の実施箇所数(夜間延長保育を含む) ㉑179箇所→㉒182箇所 ◇休日保育の実施箇所数 ㉑5箇所→㉒5箇所 ◇一時保育の実施箇所数 ㉑42箇所→㉒44箇所
病児・病後児保育事業 (保健福祉局保育課)	病氣中又は病氣回復期の児童について，家庭での育児が困難な場合のダイサービス	実施施設数 ㉑5箇所→㉒5箇所 延利用件数 ㉑601人→㉒666人
障害児保育対策事業 (保健福祉局保育課)	障害児の受入れ促進のための保育士加配の助成と研修・相談事業	障害児保育実施箇所数 ㉑199箇所→㉒215箇所 障害児保育実施児童数 ㉑886人→㉒898人 障害児保育巡回相談実施件数 ㉑1,620人→㉒1,548人 障害児保育窓口相談実施件数 ㉑133人→㉒167人
児童館の整備 (保健福祉局 児童家庭課)	地域の児童健全育成センターとしての一元化児童館(学童クラブ機能を有した児童館)の整備 <目標値>児童館数 130箇所(H21年度)	㉑116館→㉒122館 (上記のほか，学童クラブ機能を有さない児童館1館)
学童クラブ事業の拡充 (保健福祉局 児童家庭課)	放課後，小学校1～3年生(障害のある児童については，小学校1～4年生)の児童を適当な場を設けて保護するとともに，これら児童を健やかに育成する事業	実施箇所総数 ㉑131館→㉒134館 うち児童館における実施箇所数 ㉑115館→㉒122館
子育て支援短期利用事業 (保健福祉局 児童家庭課)	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に，児童養護施設等で一定期間養育する事業	ショートステイ利用日数 ㉑8,838日→㉒7,973日 トワイライトステイ利用日数 ㉑381日→㉒135日

ファミリーサポート事業 (保健福祉局 児童家庭課)	育児の援助を受けたい人(依頼会員・おねがいさん)と育児の援助を行いたい人(提供会員・おまかせさん)とが会員となって行う子育てを支え合う事業	登録会員数(3月末日現在) ㉑4,677人→㉒5,145人 (内訳) 依頼会員㉑3,718人→㉒4,128人 提供会員㉑752人→㉒796人 両方会員㉑207人→㉒221人 活動数(3月末日現在) ㉑11,936回→㉒11,366人
民間保育所整備助成 (保健福祉局児童家庭課)	老朽化が著しくかつ耐震性能も不足している施設の整備,又は待機児童の解消を行うための施設整備に対し,整備に要する費用の4分の3以内で補助を行う。	【整備箇所総数】14箇所 (うち6箇所は21年度からの継続) 【内訳】 新設3箇所(継続1箇所) 老朽改築3箇所(継続3箇所) 増築1箇所 分園整備3箇所 耐震改修3箇所(継続2箇所) 実施設計1箇所

推進施策21 仕事・子育て・介護等の生活設計の支援〔文化市民局〕

◆両立支援セミナーの開催

(参照) 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成

施策の方針2-3 女性の職業能力発揮の支援

推進施策22 女性の職業能力の開発〔文化市民局〕

◆就業支援のための講座等の開催

◆再就職準備セミナーの開催

◆京都労働学校の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
男女共同参画センター 「学習・研修事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	育児休業中の方を対象に自らのキャリアや生活と仕事のバランスを見つめ,復帰への自信につなげる講座を実施し,就業継続を支援	開催回数,延べ受講者数 計2回,64人
京都労働学校の充実 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	常設の夜間学校(各種学校)として,勤労者向け講座を実施(運営は(社)京都勤労者学園に委託)	科目 【教養課程】労働法,経理・経営の実務,労働保険・社会保険,日本史,読み語り,英会話等 【専門課程】簿記,実用ペン字,書道,パソコン等 ◇入学者数 ㉑1,706人→㉒1,833人

推進施策23 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立

〔文化市民局，産業観光局〕

- ◆自営業等における経営と家計の分離に関する啓発の推進
- ◆家族経営協定の普及
- ◆農林業を担う女性グループの育成
- 中小事業所等で活躍する女性の広報

(あなたのチャレンジ応援し隊～男女共同参画チャレンジモデル広報事業～の実施など)

(参照) 推進施策24 女性の起業に対する支援

推進施策24 女性の起業に対する支援〔文化市民局，産業観光局〕

- ◆女性起業家支援セミナーの開催
- ◆京都起業家学校の開催
- ◆創業者に対する経営相談等の支援
- 女性起業家等の広報 (あなたのチャレンジ応援し隊～男女共同参画チャレンジ広報事業～の実施など)

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
女性起業家セミナー起業支援「京おんな塾」 (産業観光局 産業振興室)	起業を目指す女性を支援するセミナー等を開催	期間 7月24日～9月11日(全6回) 内容 先輩起業家から学ぶ成功と失敗、マーケティングの基礎、事業計画書の作成とプレゼンテーション等 修了者数 ㊦18人→㊦19人 (H21年度までの卒業者数399人)
ビジネス総合力養成講座 (平成21年度までは、 京都起業家学校) (産業観光局 産業振興室)	平成22年度からは、起業家予備軍はもとより、新規事業創出を目指す中小・ベンチャー企業の人材育成にも柔軟に対応するため、4つの研修テーマを設定し、テーマ毎の選択受講も可能にし、講座を実施	期間 7月31日～11月27日(全15日) 内容 講義・ワークショップ (①マーケティング、②アカウントティングファイナンス、③ビジネスデザイン、④ビジネスコミュニケーション、の4テーマ実施し、ビジネスに不可欠な基礎力を養成) 修了者数(うち女性) ㊦19人(4人) テーマ毎の受講者数 22年度 ① 29(8) ② 26(7) ③ 8(2) ④ 17(5)

推進施策25 働き方に関する情報提供・相談の充実〔文化市民局〕

- ◆労働講座の開催
- ◆<再掲>勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実(⇒推進施策16)
- <再掲>青少年活動センター、京都若者サポートステーションにおける相談、セミナー等の実施(⇒推進施策17)
- 働く女性のこころの健康相談の実施

(参照) 推進施策22 女性の職業能力の開発
推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実

推進施策26 働く女性の健康管理の促進〔文化市民局，産業観光局，保健福祉局〕

- ◆労働安全衛生に関する取組等の啓発
- ◆女性健康診査の実施，女性健康手帳の交付

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
青年期健康診査 (保健福祉局 保健医療課)	18歳から39歳までの健康診査を受ける機会のない市民を対象とした健康診査の実施と健康づくりファイルの交付	㊦1,946人 →㊦1,946人 (女性1,487人・男性459人)
(参照) 推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備		

推進施策27 労働に関する調査・研究の推進〔文化市民局〕

- ◆労働に関する調査・研究事業の充実

(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研修の推進

基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

施策の方針3-1 家庭生活における男女共同参画の促進

推進施策28 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上

[文化市民局, 教育委員会]

- ◆男性を対象とした講座等の充実
- 啓発情報誌等による広報・啓発の推進
- <再掲>「おやじの会」の取組の推進 (⇒推進施策12)

(参照) 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成

推進施策29 生活者の視点に立った男女の消費生活の向上 [文化市民局]

- ◆消費生活に関する講座や教室の充実
- ◆啓発情報誌等の発行
- ◆消費生活相談の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
消費者教室・セミナー等の開催 (文化市民局 消費生活総合センター)	市民を対象に開催する経済・契約・衣食住等に関する講座	◇消費者問題入門講座 ㉑5回, 75人(9大学) ◇市民料理教室 ㉑3回, 226人→㉒3回, 230人
消費者力パワーアップセミナー (文化市民局 消費生活総合センター)	消費者力向上を目標にした5回連続セミナーを, 消費者団体等と共催で開催した。また, 「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座修了者のフォローアップ講座としても実施した。	㉑受講者延べ193名 →㉒受講者延べ114名
消費者力検定受験対策講座 (文化市民局 消費生活総合センター)	消費生活についての正しい知識を身に着けるため, 財団法人日本消費者協会が実施する消費者力検定の受験に向けた対策講座を実施した。(第1回~第3回は, 受験対策講座, 第4回は消費者力検定)	㉑受講者延べ54名 →㉒受講者延べ68名 第1回受講者 計20名 第2回受講者 計17名 第3回受講者 計14名 第4回受講者 計17名
出前講座 (文化市民局 消費生活総合センター)	消費生活専門相談員が, 「悪質商法の手口と対処法」をテーマとし, 地域に出講し, 講座を実施する。	㉑37件 受講者3,946名 →㉒49件 受講者3,555名
生活情報誌の発行 (文化市民局 消費生活総合センター)	消費生活相談事例などを掲載する生活情報誌「マイシティライフ」の発行	発行 ㉑年4回, 各40,000部 →㉒年4回, 各40,000部 上記以外に特別号1回, 市内全家庭に配布
消費生活相談の実施 (文化市民局 消費生活総合センター)	消費者トラブルの解決のための助言やあっせんなどの苦情処理を実施	消費生活相談件数 ㉑8,016件 →㉒7,340件 (対前年比△676件8.4%減)

推進施策30 男女が共に家庭生活に参画できる就業環境の整備 [文化市民局]

- ◆<再掲>育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進 (⇒推進施策19)
- ◆<再掲>労働時間の短縮等に向けた広報の推進 (⇒推進施策19)
- ◆<再掲>フレックスタイム制など自律的な働き方の普及 (⇒推進施策19)
- ◆<再掲>仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業等の奨励
(「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の実施など) (⇒推進施策19)

施策の方針 3-2 多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

推進施策31 男女が共に安心して子育てできる保育環境の整備〔保健福祉局〕

- ◆<再掲>地域の保育需要に合わせた受入れ体制の整備 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>低年齢児保育, 昼間里親事業の充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>延長保育, 休日保育, 一時保育, 夜間保育の充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>乳幼児健康支援ダイサービスの充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>障害児保育の充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>児童館の整備 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>学童クラブ事業の拡充 (⇒推進施策20)

推進施策32 地域における子育て支援の充実〔保健福祉局, 教育委員会〕

- ◆子育て支援総合センター「こどもみらい館」における取組の充実
- ◆子どもネットワークの充実
- ◆保育所地域活動事業の充実
- ◆<再掲>ショートステイ事業・トワイライトステイ事業の拡充 (⇒推進施策20)
- ◆地域に開かれた子育て支援事業の充実
- ◆<再掲>育児の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業の充実 (⇒推進施策20)
- 子育て支援いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実
- ◆私立幼稚園における地域子育て相談事業の充実
- 市民の自主的な子育て支援活動への支援
- 育児支援家庭訪問事業の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
子育て支援事業 (教育委員会 京都市子育て支援総合 センターこどもみらい 館)	保育所(園)・幼稚園, 私立・市立・国立の垣根を越えた子育て支援の中核施設としての様々な事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇子育て相談 <ul style="list-style-type: none"> ・対面相談⑳2, 296件→㉔2, 116件 ・健康相談㉑109件→㉔134件 ・電話相談㉑873件→㉔731件 ◇講座・教室 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てパワーアップ講座 ㉑67回2, 813人→㉔65回2, 842人 ・子育てセミナー ㉑7回215人→㉔5回215人 ・子育て井戸端会議 ㉑77回1, 738人→㉔78回1, 376人 ・館長の井戸端サロン ㉑13回616人→㉔12回608人 ・すくすく教室 ㉑6回125組→㉔6回196組 ◇子育て図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出人数 ㉑52, 769人→㉔58, 066人 ・貸出点数 ㉑190, 715点→㉔200, 712点 ◇研修室・会議室の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・利用回数 ㉑2, 738→㉔2, 770回 ・利用率 ㉑78%→㉔78% ◇ボランティア養成 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談ボランティア登録者 ㉑58→㉔58名 ・子育て支援ボランティア登録者数 ㉑284人→㉔329人

		<p>◇ 研究事業</p> <p>保育内容の更なる充実・発達や子育て支援を目指した2つの研究プロジェクトを発足。平成23年度末には研究成果をとりまとめた報告会を実施し、冊子を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園(所)及び幼稚園並びに小学校との連携プロジェクト <p>保育園(所)・幼稚園・小学校が共にお互いの保育・教育を理解し合い、子どもの育ちの連続性を見通した保育・教育について考察することを目的とし、保育園(所)・幼稚園のペアで共同研究園を設定し、小学校教諭の参画をも得て研究を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園(所)及び幼稚園における子育て支援プロジェクト <p>保育園(所)・幼稚園を核とした地域の子育て支援のあり方を探り、京都市における子育て支援の充実を資することを目的とし、共同機構の各園(所)から募った7名のメンバーにより研究を推進していく。</p>
子どもネットワークの運営 (保健福祉局 児童家庭課)	子どもの人権擁護と子育てを総合的・一体的に支援するため、地域レベル、行政区レベル、全市レベルといった重層的なネットワークを構築	京都子どもネットワーク連絡会議開催 ◇全体会議 1回 ◇京都やんちゃフェスタ(第2部)作業部会 3回
保育所地域活動事業 (保健福祉局保育課)	保育所の子育てに関する専門的機能を活用し、子育て相談や講座等を開催	地域子育てステーション事業実施箇所数(保育所分のみ) ㉑124箇所→㉒124箇所
地域子育て支援ステーションの運営 (保健福祉局 児童家庭課)	H10年5月から、保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として順次指定 地域子育て支援ステーションを小学校区を単位として身近な地域に設置できるよう努める。	指定箇所数 ㉑174箇所→㉒175箇所
子育て支援いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実 (保健福祉局 児童家庭課)	子育て中の親子(主に乳幼児とその親)が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、子育てアドバイザーを設置することにより専門的な観点から保護者の相談に対応、また子育て支援関連情報の提供、子育てに関する講習会等を実施 <目標値> 実施箇所数 20箇所(H21年度)	実施箇所数 ㉑20か所→㉒23箇所
(社)京都市私立幼稚園協会「特色ある幼稚園教育推進事業」 (教育委員会総務課)	(社)京都市私立幼稚園協会が、本市と連携のもと、私立幼稚園で子育て相談などの事業を実施	市内私立幼稚園97園で実施 内容 子育て相談の実施、絵本読み聞かせ講座の実施、園庭・園舎開放事業、預り保育の充実 など 予算 ㉑45,000千円→㉒69,700千円

子育て支援ボランティアバンク事業 (保健福祉局 児童家庭課)	広く子育てに関心のある方にバンクに登録していただき、児童館や地域の子育て支援の場を支えるボランティアの人材を育成するとともに、安心して活動できる場を提供していくことにより、子育てボランティアの活動を支援	登録者数 ㉑174人→㉒210人
育児支援家庭訪問事業の実施 (保健福祉局 児童家庭課, 保健医療課)	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問などによる支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、安定した児童の養育を図る。 平成22年7月からは、本事業の拡充として、産後うつ・育児ノイローゼ等の問題により特に支援を必要とする家庭に対し、家事や育児の直接的支援を行うヘルパーを派遣する「育児支援ヘルパー派遣事業」を新たに実施。 【実施機関：福祉事務所（子ども支援センター）及び保健センター】	<専門的相談支援> ◇福祉事務所 訪問実家庭数 ㉑141件→㉒165件 訪問延べ回数 ㉑1,462回→㉒1,736回 ◇保健センター 訪問実家庭数 ㉑1,530件→㉒785件 訪問延べ回数 ㉑2,145回→㉒1,725回 <育児・家事援助（育児支援ヘルパー派遣事業）> ◇保健センター 訪問実家庭数 ㉑ - 件→㉒76件 訪問延べ回数 ㉑ - 回→㉒643回
(参照) 推進施策47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援		

推進施策33 子育てにかかる経済的負担の軽減〔保健福祉局，都市計画局，教育委員会〕

- ◆保育料の軽減
- ◆乳幼児医療費助成制度の拡充
- ◆特定優良賃貸住宅における家賃補助
- ◆私立幼稚園就園奨励費，教材費の補助

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
保育料の軽減 (保健福祉局保育課)	国徴収基準を大幅に下回る本市独自の保育料を設定	対国基準比率68.4% (予算数値)
子ども医療費支給事業 (保健福祉局 地域福祉課)	子どもにかかる医療費の一部を助成	受給者数 ㉑90,701人→㉒99,758人 受診件数 ㉑482,406件→㉒497,499件
子育て世帯優先住宅の募集 (都市計画局 住宅管理課)	入居者募集に子育て世帯の募集枠を設定 (事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当)	募集戸数 ㉑7戸→㉒16戸 申込者 ㉑45人→㉒53人 倍率 ㉑6.4倍→㉒3.3倍 入居者 ㉑7件→㉒11件
京都市私立幼稚園就園奨励費事業，京都市私立幼稚園教材費補助事業 (教育委員会 調査課，総務課)	保護者が支払う私立幼稚園の保育料を補助	私立幼稚園就園奨励費補助金 ㉑実績額 995,569千円 →㉒実績額 1,082,384千円 私立幼稚園児教材費補助 ㉑実績額 264,466千円 →㉒実績額 222,531千円

推進施策34 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進〔保健福祉局，都市計画局〕

- ◆＜再掲＞母子生活支援施設における保護・生活援助（⇒推進施策3）
- ◆母子福祉センターにおける事業の充実
- ◆母子家庭等医療費支給事業の実施
- ◆ひとり親家庭日常生活支援事業の実施
- ◆母子家庭自立支援給付金事業の実施
- ◆母子寡婦福祉資金貸付事業の実施
- ◆母子家庭市営住宅優先入居の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
母子福祉センター運営 (保健福祉局 児童家庭課)	ひとり親世帯の就業・自立に係る相談や技能習得を図り、また、各種のサークル活動等を通じてひとり親相互の交流を深める施設として運営	◇相談事業（電話・来所） ⑳211件→㉑153件 ◇就業相談（電話・来所） ⑳685件→㉑606件 ◇就職セミナー ⑳6回, 72人→㉑9回, 110人 ◇法律相談 ⑳108人→㉑82人 ◇パソコン講習会 ⑳15人×3回→㉑15人×6回 ◇ファミリーネットワーク事業 （開催回数，母子合計参加者数） ⑳6回, 208人→㉑6回, 247人 ◇サークル・会合での利用 （延べ利用者数） ⑳670人→㉑1, 144人
母子家庭等医療費支給事業 (保健福祉局 地域福祉課)	母子家庭の児童及び母等の医療費の一部を支給	受給者数 ⑳29, 355人→㉑29, 629人 受診件数 ⑳351, 925件→㉑352, 631件
ひとり親家庭日常生活支援事業 (保健福祉局 児童家庭課)	就職活動，疾病，出張等により一時的に生活補助，保育サービスが必要な場合に，家庭生活支援員の派遣等を行うことにより日常生活の支援を行う。	派遣回数 ⑳641回→㉑571回
母子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業） (保健福祉局 児童家庭課)	母子家庭の母が技能習得を行う際に給付金を支給	◇自立支援教育訓練給付金事業 講座指定件数 ⑳65件→㉑32件 給付件数 ⑳29件→㉑38件 ◇高等技能訓練促進費事業 給付件数 ⑳102件→㉑151件

母子寡婦福祉資金貸付事業 (保健福祉局 児童家庭課)	母子家庭や寡婦の方の経済的自立をお手伝いし、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行う。	貸付実績 ①689件→②789件
特定目的住宅(ひとり親世帯)の募集 (保健福祉局児童家庭課, 都市計画局住宅管理課)	入居者募集にひとり親世帯の募集枠を設定 (事務は保健福祉局が担当し、福祉事務所等が窓口)	募集戸数 ①39戸→②37戸 申込者 ①109人→②78人 倍率 ①2.8倍→②2.1倍 入居者 ①29件→②24件

推進施策35 子どもの虐待防止対策の推進〔保健福祉局、教育委員会〕

◆対応マニュアルの作成及び研修・啓発活動の実施

◆児童虐待防止ネットワークの整備

○<再掲>育児支援家庭訪問事業の実施(⇒推進施策32)

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
対応マニュアルの作成、研修の実施 (保健福祉局 児童家庭課)	各種リーフレット等の活用、シンポジウムの開催等による子どもの虐待に対する啓発活動の推進	「あした笑顔になあれ」(子どもSOS児童虐待防止ウェブサイト) アクセス件数 ①98,656件→②110,445件
虐待防止に向けた教職員研修 (教育委員会 生徒指導課)	教職員・PTAを対象とした虐待防止に向けた研修及び虐待を回避する力をつけるための授業の研修を実施	開催回数 ① 11回 → ② 19回
児童虐待防止ネットワークの整備 (保健福祉局 児童家庭課)	全市レベルの子育て支援ネットワークとなる京都子どもネットワーク連絡会議を中心に、行政区レベルや地域レベルでのネットワークを充実	○京都市要保護児童対策地域協議会の開催 1回 ○各区・支所要保護児童対策地域協議会(代表者会議)の開催 15回
第2児童福祉センター(仮称)基本構想策定 (保健福祉局児童家庭課)	年々増加する児童虐待や障害相談、診療・診断への迅速かつ的確な対応の強化と、子育て支援が行き届いたまちづくりの実現のため、「京都未来まちづくりプラン」に掲げられている第2児童福祉センターの設置と共に、現児童福祉センターを含め、児童福祉の総合機関としての機能・体制の強化、充実を図り、新たに生じている今日的課題の解消に向けた取組を推進するための基本構想を策定する。	○「第2児童福祉センター(仮称)等基本構想」策定(6月) ○第2児童福祉センター(仮称)の基本設計開始(1月)

施策の方針 3-3 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備

推進施策36 介護サービスの充実や質的向上〔文化市民局，保健福祉局〕

- ◆特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等の整備
 - ◆介護サービスの評価と苦情処理体制の整備
 - ◆配食サービス，緊急通報システム等の支援の充実
 - ◆訪問介護（ホームヘルプサービス），通所介護（デイサービス），短期入所，生活介護（ショートステイ）等の支援の充実
 - ◆家族向け介護実習の実施
 - ◆介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス），養護老人ホームの整備
 - ◆介護サービスに携わる職員の質的向上研修の実施
- 啓発情報誌等による広報・啓発の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
老人ホームの整備 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス (保健福祉局 長寿福祉課)	寝たきり高齢者や認知症高齢者等の介護を要する高齢者等への安定した生活の場の提供 <目標値> 特養定員数整備目標4,470人（H20年度），ケアハウス定員数整備目標670人（H20年度）	運営実績（特養定員数） ㉑4,496人→㉒4,571人 運営実績（ケアハウス定員数） ㉑617人→㉒617人
京都市介護サービス評価事業／苦情処理体制の整備 (保健福祉局 介護保険課)	事業者の提供するサービスの質を事業者及び利用者又は家族が評価し，評価結果を公表 区役所・支所の福祉介護課を，介護保険制度全般に関する苦情・相談に対応する窓口と位置付けて対応	評価事業はH16年度で廃止 苦情・相談件数 ㉑107件→㉒107件
緊急通報システム事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	ひとり暮らし高齢者等に対し，消防局に即時に通報できる専用装置を貸与	設置台数（23年3月末現在） ㉑11,063台→㉒10,783台
家族介護用品給付事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	要介護4以上の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し，介護保険の給付対象外となる介護用品と交換できる給付券を交付	利用登録者数 ㉑2,293人→㉒2,254人
徘徊高齢者あんしんサービス事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	小型発信機（PHS又はGPS）の位置特定サービスを利用し，徘徊高齢者等を早期に発見する事業	利用登録者数 ㉑103人→㉒100人
老人福祉員設置事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	ひとり暮らし高齢者等を対象に，市長が委嘱する老人福祉員が安否確認や話し相手等として訪問	老人福祉員設置数 ㉑1,214人→㉒1,314人
日常生活用具給付等事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	ひとり暮らしや認知症のある高齢者等に対し，火災警報器や電磁調理器等の日常生活用具を給付	日常生活用具の給付件数 ㉑1,574件→㉒2,096件
入浴サービス助成事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者等に対して入浴サービス（施設入浴，送迎入浴）を提供	入浴サービス利用件数 ㉑2,244件→㉒2,239件
配食サービス助成事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者への栄養のバランスがとれた昼食の提供，併せて安否確認	実配食数 ㉑406,922食→㉒377,127食
すこやかホームヘルプサービス (保健福祉局 長寿福祉課)	介護保険の対象にはならないが，在宅生活を維持するために援助が必要な方に対し，ホームヘルパーを派遣	派遣世帯数（3月末現在） ㉑83世帯→㉒131世帯
訪問系サービス（ホームヘルプサービス）の支援の充実 (保健福祉局 障害保健福祉課)	身体，知的又は精神に障害のある方に対して，入浴，排せつ又は食事等の介護，若しくは，調理，洗濯又は掃除等の援助を行うホームヘルパーを派遣する。	利用延人数 31,131人

介護サービスに携わる職員の質的向上研修の実施 (保健福祉局 障害保健福祉課)	精神障害に関する知識や障害特性に応じた援助技術の取得を目的として、精神障害者ホームヘルプ研修を実施するとともに、医療的ケアの基礎的知識の取得を目的として、医療的ケア従事者研修を実施する。	参加者数 ○精神障害者ホームヘルプ研修：21人 ○医療的ケア従事者研修：70人
健康すこやか学級 (保健福祉局 長寿福祉課)	概ね65歳以上の自立認定者等を対象に健康づくり等の講座を開催	実施箇所数 ㉑192箇所→㉒203箇所 実施回数 ㉑3,988回→㉒4,215回
老人デイサービス事業の拡充 (保健福祉局 長寿福祉課)	通所や訪問により入浴や給食等各種サービスを提供する老人デイサービス事業の拡充	運営実績 ㉑176箇所→㉒192箇所
老人短期入所(ショートステイ)事業の充実 (保健福祉局 長寿福祉課)	短期入所生活介護(ショートステイ)事業の充実	運営実績 ㉑705人→㉒745人
洛西ふれあいの里保養研修センター運営事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	京都市洛西ふれあいの里介護実習・普及センターでの市民向け講座の開催	◇やさしい介護講座 延べ受講者数 ㉑272人→㉒402人 ◇いきいき介護講座 受講者合計 ㉑58人→㉒20人 ◇上記のほか要望に応じ、リクエスト講座等開講、個別相談も受付
洛西ふれあいの里保養研修センター運営事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	洛西ふれあいの里保養研修センターにおける研修の実施	延べ受講者数 (保養研修センター主催) ◇基礎研修 ㉑290人→㉒1,663人 ◇専門課題別研修 ㉑496人→㉒670人 ◇資格取得研修 ㉑192人→㉒304人 (介護・実習普及センター主催) ◇専門職対象研修 ㉑591人→㉒779人
認知症介護実践研修の開催 (保健福祉局 長寿福祉課)	認知症高齢者の介護に関する実践的研修の実施	修了者数 ◇実践者研修(3回) ㉑177人→㉒172人 ◇実践リーダー研修(1回) ㉑23人→㉒24人
高齢者介護専門研修の開催 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者の介護に携わる職員を対象とした研修の実施	開催回数 ㉑11回→㉒11回 参加者数 ㉑848人→㉒560人
事業者連絡会、介護支援専門員研修等の開催、関係団体が実施する研修事業への支援 (保健福祉局 介護保険課)	介護支援専門員等介護サービスに携わる職員の資質向上のために各種研修や説明会等を実施	◇事業者連絡会議 全市 ㉑122回→㉒128回 ◇ケアプラン研修 参加人数 ㉑253人→㉒408人(介護予防ケアプラン実践研修の参加者数を含む)
「すこやか進行中!!～高齢者のためのサービスガイドブック～」の発行 (保健福祉局 長寿福祉課)	介護保険制度及び高齢者保健福祉施策を総合的に紹介し、要介護高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢者やその家族がサービスを利用するときの手引書となるよう、サービスの内容、利用手続、利用者負担、相談連絡先等を掲載した冊子を作成し、発行	形状 A4 88頁 4色刷り 発行時期 6月上旬 印刷部数 73,000部 主な配布先 各区役所・支所福祉介護課、支援(保護)課、各保健所、各地域包括支援センター等

推進施策37 高齢者の生活や介護等に関する専門相談体制の充実〔保健福祉局〕

◆長寿すこやかセンター等における専門相談体制の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
長寿すこやかセンターの運営 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者の社会参加等の促進と、介護に関する相談、研究、研修や、多様な施策を推進する施設の整備、運営	利用状況(延べ件数) 認知症相談 ㉑321件→㉒838件 法律相談 ㉑136件→㉒54件 高齢者権利擁護相談 ㉑146件→㉒117件

推進施策38 高齢者の社会参加の支援〔保健福祉局，教育委員会〕

- ◆「市民すこやかフェア」の開催
- ◆講演会・シンポジウム等の開催
- ◆老人クラブ活動への支援
- ◆全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加者派遣
- ◆シルバー人材センターへの支援
- ◆「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
市民すこやかフェア開催事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	京都市と高齢者福祉に関係の深い団体により実行委員会を構成し、市民すこやかフェアを開催(高齢者をはじめとする市民が、気軽に参加できる催しを通じて、長寿社会を考える機会を提供するための高齢者総合福祉イベント)	開催 9月3日～4日 会場 みよこめっせ他 内容 すこやか健康ウォーク、舞台発表、作品展示、健康相談、体力診断等 参加人数 ㉑22,000人→㉒20,000人
すこやか講演会、講座・体操教室 (保健福祉局 長寿福祉課)	学校の余裕教室等を活用し、介護予防や交通安全、健康に関することなど、様々なテーマでのミニ講座や、すこやか体操、うた、書道、手芸等の活動を実施	開催回数 ㉑11回→㉒11回 参加者数 ㉑767人→㉒748人
老人クラブ補助等事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	老人クラブ、市・区老人クラブ連合会に対して活動費の一部を補助	老人クラブ数 ㉑1,132クラブ→㉒1,126クラブ 老人クラブ会員数 ㉑62,998人→㉒61,587人
全国健康福祉祭参加者派遣等事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	全国健康福祉祭へ京都市代表選手団を派遣	第23回全国健康福祉祭いしかわ大会 実施日 10月9日～12日 派遣人数 ㉑139人→㉒134人
シルバー人材センターへの支援 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者向けの臨時的・短期的な仕事を把握、提供するシルバー人材センターの事業に対する助成	会員数 ㉑5,515人→㉒5,438人 (内訳) 男性 ㉑3,500人→㉒3,495人 女性 ㉑2,015人→㉒1,943人 受注件数 ㉑28,398件→㉒28,397件 契約金額 ㉑1,519,836千円 →㉒1,482,066千円
「ゴールデン・エイジ・アカデミー」,「学びのフォーラム山科」の充実 (教育委員会 生涯学習総合センター 事業課,生涯学習総合センター山科)	市内在住の方又は、市内に通勤・通学の方を対象とした教養講座。歴史・文学・芸術や健康など幅広い分野から月ごとにテーマを設定。ゴールデン・エイジ・アカデミーはアスニー山科にも同時中継し、講演会終了後には歌唱指導を実施。	(開催回数,延べ受講者数) ◇京都アスニー ㉑49回,24,473人 →㉒49回,23,809人 ◇アスニー山科 (1) 学びのフォーラム山科 ㉑45回,10,412人 →㉒44回,10,349人 (2) 京都アスニー講演会同時中継 ㉑49回,3,006人 →㉒49回,2,725人

推進施策39 障害のある人への支援の充実〔保健福祉局〕

◆スポーツ・芸術文化活動等の実施による社会参加の支援

◆就労移行支援・就労継続支援施設等の整備による能力向上や就業支援の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
障害者体育大会 (保健福祉局 障害保健福祉課)	スポーツを通じた社会参加を促進するため、障害のある人の体育大会を開催	第22回京都市障害者体育大会 実施日 5月30日 参加者 1,200人
全国障害者スポーツ大会へ京都市選手団を派遣 (保健福祉局 障害保健福祉課)	身体障害者及び知的障害者が参加する障害者スポーツの全国大会への派遣	第10回全国障害者スポーツ大会 実施日 10月23日～25日 派遣人数 ㉑51人→㉒52人
就労支援事業所の整備 (保健福祉局 障害保健福祉課)	障害のある市民が地域で自立した生活を送れるよう、能力向上や就業機会を確保するための就労支援事業所の整備	㉒就労支援事業所等(22.4.1現在) 就労移行支援事業所 188人 就労継続支援(A型)事業所 126人 就労継続支援(B型)事業所 935人
心の輪を広げる障害者理解促進事業 (保健福祉局 障害保健福祉課)	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、部門ごとに優秀作品を表彰するとともに、内閣府へ推薦	応募総数 ㉑161点→㉒137点 (内訳) ・心の輪を広げる体験作文 130点 ・障害者週間のポスター 7点
「総合支援学校生徒の進路開拓を目指す巣立ちネットワーク」の取組の推進 (教育委員会 総合育成支援課)	企業・教育・福祉関係等の構成団体による総合支援学校生徒の進路先確保に向けた職場開拓の検討、協議・情報交換、及び事業主を対象とした総合支援学校の教育啓発事業「障害のある市民の雇用フォーラム」の実施	障害のある市民のための雇用フォーラム 実施日 ㉑11月11日→㉒11月10日 参加企業・団体数 ㉑42社・団体→㉒42社・団体 事務局会議の開催 ㉑3回→㉒3回
「総合支援学校デュアルシステム」の推進 (教育委員会 総合育成支援課)	総合支援学校高等部職業学科において、1人1人の就職希望の実現を目指し、総合支援学校での学習と企業での実習を計画的に連携・実施することにより、企業の求める人材を育成する。	高等部職業学科生徒就職率(人数) ㉑100%(43人)→㉒100%(43人) 運営会議等の開催 ㉑2回→㉒2回 参画企業・団体等数 ㉑35社・団体→㉒33社・団体

推進施策40 高齢者や障害のある人の権利擁護の推進〔保健福祉局〕

- ◆ 高齢者・障害者権利擁護ネットワークの運営
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
高齢者・障害者権利擁護ネットワークの運営 (保健福祉局 長寿福祉課, 障害保健福祉課)	高齢者・障害者の権利擁護対策等の推進を図る「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営会議及び連絡会議」の運営	高齢者・障害者あんしん権利擁護推進事業「高齢者・障害のある方が安心して暮らせるために」（基調講演・鼎談）の開催（12月） 連絡会議課題別部会（高齢の部）の開催（1月） 連絡会議課題別部会（障害の部）の開催（3月） 連絡会議の開催（3月）
成年後見制度や地域福祉権利事業の周知 (保健福祉局 障害保健福祉課, 長寿福祉課)	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者のうち、身寄りがいない場合など、4親等内の親族等の当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判請求を補充し、成年後見制度の利用を確保する。	市長申立件数 知的障害者 ㉑5件→㉒2件 精神障害者 ㉑4件→㉒0件 認知症高齢者 ㉑18件→㉒39件
認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	市民に対し、認知症に関する知識と対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて、市民自らによる展開を図る。	認知症あんしんサポーター養成 ㉑6, 207人→㉒7, 132人 認知症あんしんサポーターリーダーの養成 ㉑137人→㉒167人

推進施策41 人に優しいまちづくりの推進〔保健福祉局、都市計画局、建設局〕

- ◆ 公共建築物のバリアフリー改修の推進
- ◆ 高齢者や障害のある人の生活に配慮した公営住宅の供給
- ◆ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給
- ◆ 高齢者等リフォーム融資制度の実施
- ◆ 高齢者等に対する住宅相談の充実
- ◆ だれもが安全・快適に利用できる歩行空間ネットワークの整備
- ◆ みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会の開催

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
公共建築物のバリアフリー化の推進 (都市計画局 企画設計課, 整備支援課, 工務監理課)	公共建築物の新增築又は改修時には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（バリアフリー新法）及び「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の施設整備基準に基づき、バリアフリー化を推進 (注)右欄 EV=エレベーター	◇ 新增築におけるバリアフリー化への取組（スロープ・手すり・EV・多機能トイレ等） ・ 川岡東児童館 ・ 桃山東児童館 ・ 神川小・中学校 ・ 動物園 新「おとぎの国」 ・ 向代公園便所 等 ◇ 改修時におけるバリアフリーへの取組（スロープ・手すり・多機能トイレ段差改修等） ・ こころの健康増進センター ・ 南区役所 ・ 上京老人福祉センター ・ 紫野児童館 ・ 西大路、音羽小学校 ・ 修学院、双ヶ丘中学校 ・ 桃陽総合支援学校

「バリアフリー条例」による指導 (都市計画局 建築審査課)	市有建築物の新築, 増改築, 大規模修繕及び模様替えに当たり, バリアフリー化等の指導を実施	◇市立病院(新築) ◇岩倉南児童館(新築) ◇朱雀第三児童館(新築) 他19件
バリアフリー基本構想の策定 (都市計画局 歩くまち京都推進室)	「京都市交通バリアフリー全体構想」に定められた14の重点整備地区毎に「基本構想」を策定	該当なし
交通バリアフリー道路特定事業 (建設局 道路環境整備課)	「京都市交通バリアフリー全体構想」で選定した14箇所の重点整備地区毎に, バリアフリーな歩行空間を整備するための道路特定事業計画を策定 計画に基づき, 歩道等のバリアフリー化の整備を実施。	平成20年度までに, 14箇所の重点整備地区における道路特定事業計画をすべて策定したため, 順次計画に基づき整備を推進。 (嵯峨嵐山地区整備完了)
交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度 (都市計画局 歩くまち京都推進室)	鉄道事業者等が行う駅舎のバリアフリー化事業に, 国及び京都府と協調して, 補助金を交付 (注)右欄 EV=エレベーター *平成22年度で終了	対象事業者(対象駅:内容) ◇JR西日本 (東福寺駅:EV2基他) ◇京阪電気鉄道 (東福寺駅:EV2基他)
市営住宅建設事業 (都市計画局 すまいまちづくり課)	市営住宅の建設に当たり, 住戸内外のバリアフリー化を行うとともに, 入居者の形態, 家族構成等を考慮した複数の住戸タイプを整備 *平成23年度以降は市営住宅ストック総合活用事業及び住環境整備事業へ移行	竣工戸数 ㉑1棟15戸→㉒3棟110戸
高齢者等対応住戸改善事業 (都市計画局 住宅管理課)	既設の市営住宅の改善事業において, バリアフリー化を実施	高齢者等対応住戸改善戸数 ㉑82戸→㉒88戸
高齢者向け優良賃貸住宅の供給 (都市計画局 住宅政策課)	低廉な家賃で入居できる優良な高齢者向け住宅の供給促進のため, 民間土地所有者等に, 整備費用, 家賃減額費用等を補助	新規認定戸数 ㉑なし→㉒28戸(認定辞退除く) 管理開始戸数 ㉑なし→㉒なし
京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 (都市計画局 住宅政策課)	自己の居住する住宅についてリフォームを行う際に, 低利で融資する制度	リフォーム関連融資実績 ㉑3件→㉒2件
すまいよろず相談 (都市計画局 住宅政策課)	市民の住宅に関する相談に応じ, 安心して住み続けられる住宅の実現を目指し, 建築, 保健福祉の専門家が, 電話やメールでの相談, 窓口相談, 及び自宅訪問などにより市民全般を対象としたすまいに関するアドバイスを実施	相談件数 ㉑744件→㉒567件 うち, バリアフリーに関する相談 ㉑7件→㉒8件

<p>みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会の開催</p> <p>(保健福祉局 保健福祉総務課)</p>	<p>「鉄道駅舎、バスターミナルの新築」事案に限り、当該施設について設計が決定する前に、様々な分野の方々から意見を聴取するとともに、施設完成後においても現地での事後検証を行う。</p>	<p>阪急洛西口仮駅舎事後検証</p>
---	--	---------------------

基本目標 4 生涯を通じた健康な暮らしづくり

施策の方針 4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透

推進施策42 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念の普及

◆母性保護普及事業の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
新生児等訪問指導事業（こ んにちは赤ちゃん事業） （保健福祉局 保健医療課）	4か月までの乳児のいるすべて の家庭への保健師等による育児 に必要な保健指導等の実施	新生児等訪問指導 実人員 ㉑10,489件→㉒11,118件 延人員 ㉑11,922件→㉒11,669件
(参照) 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成		

推進施策43 性に関する情報提供・相談の充実〔保健福祉局〕

◆性感染症・HIV（エイズ）の予防・相談

○性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実

◆不妊相談体制の整備

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
性感染症等の予防・相談 （保健福祉局 保健医療課）	性感染症やエイズについての予 防知識の普及啓発	パンフレットを京都市内全高等学校・全 大学・全短大に一学年分及び成人式出席 者に配布
性感染症・HIV（エイズ） の検査体制の充実 （保健福祉局 保健医療課）	HIVや性感染症について不安のあ る方に対し、相談及び検査を実施 保健所での検査 毎週1回（HIV、性感染症 検査） 夜間即日検査 毎月第2、第4木曜日（HIV検査 のみ） 土曜検査 毎月第1、第3土曜日（HIV検査 のみ）	相談件数 ㉑746件→㉒454件 HIV検査 ㉑2,913件→㉒3,009件 性感染症検査 梅毒 ㉑1,762件→㉒1,724件 淋菌 ㉑1,713件→㉒1,691件 クラミジア ㉑1,713件→㉒1,691件 肝炎 ㉑1,765件→㉒1,720件
不妊相談事業 （保健福祉局 保健医療課）	下京保健所、京（みやこ）あん しんこども館において、不妊に 関する知識・情報の提供、不妊 に関する相談及び不妊に係る悩 みを持つ方同士の交流会を実施 （※交流会は下京保健所のみ実 施）	◇相談者数 下京保健センター ㉑10人→㉒18人 京（みやこ）あんしんこども館 ㉑9人→㉒10人 ◇交流会参加者数 ㉑40人→㉒38人
(参照) 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進		

推進施策44 人権尊重の精神に基づく性教育の推進〔教育委員会〕

◆性教育指導資料の活用

○学校におけるエイズに関する教育の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
性教育指導資料の活用 （教育委員会 体育健康教育室）	H14年4月に性教育指導のための 「学校・園における性教育・エ イズ教育指導資料」を発行	各校・園において、この指導資料に基づ いた指導を継続

<p>学校におけるエイズに関する教育の推進</p> <p>(教育委員会 体育健康教育室)</p>	<p>授業研修会を実施し、 (1)児童生徒にエイズについての正しい認識を持たせる。 (2)人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3)児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。</p>	<p>◇各校において、「性教育・エイズ教育指導資料」等を活用した校内研修や性教育・エイズ教育の取組を年間計画に位置付け、実践した。</p>
--	---	---

施策の方針 4-2 母と子の健康を守る保健医療等の推進

推進施策45 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援〔文化市民局、保健福祉局〕

- ◆母子健康手帳の交付
- ◆妊婦健康診査・保健指導の充実
- ◆妊産婦健康相談の充実
- ◆B型肝炎母子感染症防止事業の実施
- ◆風しん血清抗体検査の実施
- ◆妊娠中からの子育て支援教室の充実、「お父さんの育児ノート（父子手帳）」の交付
- ◆妊婦栄養教室の開催
- ◆妊娠中毒症訪問指導の充実
- プレママ支援事業の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
<p>母子健康手帳</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>保健所・支所で母子健康手帳、副読本及び予防接種受診券綴を交付</p>	<p>交付数 ㉑12,916冊→㉒12,846件</p>
<p>妊婦健康診査</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>妊娠・出産に係る経済的負担を軽減し、積極的な健診受診を図るため、保健センター・支所における母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診券」を併せて交付し、妊娠期間中14回の健診受診について公費負担を行う。</p>	<p>◇受診券綴(基本受診券14枚+追加受診券12枚※)交付数 ㉑12,902冊→㉒12,760冊 ※H23年1月から追加受診券1枚(HTLV-1抗体検査)を追加し13枚</p>
<p>妊産婦健康相談</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>妊産婦の血圧測定、保健指導、栄養指導の他、貧血、尿、血液型判定検査等の実施(平成21年度に事業廃止したが、その後も母子健康手帳交付時等に面接を実施し、必要に応じ保健指導を行っている。)</p>	<p>◇使用枚数 基本受診券 ㉑143,429枚→㉒143,699枚 追加受診券 ㉑139,879枚→㉒138,410枚</p>
<p>風しん血清抗体検査</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>風しん予防対策の一環として血清抗体測定、及び抗体未保有者に対して感染防止指導を実施</p>	<p>妊産婦面接 実人員 ㉑2,178人→㉒2,359人 延人員 ㉑2,377人→㉒2,756人 ※継続的支援が必要な妊産婦等への面接</p>
<p>風しん血清抗体検査</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>検査件数 ㉑6件→㉒2件</p>	<p>検査件数 ㉑6件→㉒2件</p>

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）対策 （保健福祉局 保健医療課）	母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）（疑）連絡票」によって届け出た妊産婦に対し、保健師が訪問指導を実施	実人員 ㉑6人→㉒9人 延人員 ㉑6人→㉒10人
プレママ支援事業（すくすく子育て情報発信事業） （保健福祉局 保健医療課）	保健センター・支所における母子健康手帳交付時に、妊娠中であることをさりげなく周囲に伝え、妊婦に対する社会的配慮を普及啓発するための「プレママバッチ」及び妊娠中から子育てについて必要な情報をまとめた冊子「赤ちゃんといっしょ」を併せて交付。	交付数 ㉑12,916個→㉒12,846個

推進施策46 安心して出産できる医療環境の整備〔保健福祉局〕

- ◆総合周産期母子医療センターへの支援
- ◆助産制度の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
総合周産期母子医療センター運営助成 （保健福祉局 医務審査課）	「総合周産期母子医療センター」運営により生じる赤字額の一部を京都第一赤十字病院に対して助成	延べ患者数 ㉑17,094人→㉒17,425人 患者数 ㉑450人→㉒613人

推進施策47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援〔保健福祉局, 消防局, 教育委員会〕

- ◆乳幼児健康診査の実施
- ◆新生児訪問指導, 未熟児養育指導, 乳幼児健康相談の充実
- ◆乳幼児栄養教室, 乳児保健教室, 子育て教室の開催
- ◆<再掲>乳幼児医療費助成制度の拡充 (⇒推進施策33)
- 京(みやこ) あんしんこども館やこどもみらい館等における取組の推進
- 乳幼児関係者に対する救命講習の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 （保健福祉局 保健医療課）	生後3～4箇月, 7～8箇月, 1歳6箇月, 3歳3箇月の乳幼児を対象に, 健康診査, 保健指導を実施 <目標値> 1歳6箇月児健康診査(受診率) 97%(H21年度) 1歳6箇月児健康診査受診率(未受診者への支援を含む) 100%(H26年度)	4箇月児健康診査 ㉑11,647人→㉒11,192人 8箇月児健康診査 ㉑11,129人→㉒11,113人 1歳6箇月児健康診査 ㉑11,049人→㉒11,032人 ○受診率㉑95.9%→㉒99.3% (H21は未受診者への支援を含まない) 3歳児健康診査 ㉑10,504人→㉒10,560人
新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業) （保健福祉局 保健医療課）	4か月までの乳児のいるすべての家庭への保健師等による育児に必要な保健指導等の実施	新生児等訪問指導 実人員 ㉑10,489件→㉒11,118件 延人員 ㉑11,922件→㉒11,669件
乳幼児歯科相談 （保健福祉局 保健医療課）	0歳から就学前の乳幼児を対象に歯科健診や相談・指導を実施	実施回数 ㉑83回→㉒84回 相談人数 ㉑560人→㉒526人

<p>すくすく子育てサポート事業 (平成22年度から、「親子の健康づくり講座」及び「親子すこやか発達教室」に再編) (保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>妊娠期から子育て期にある方への育児・栄養に関する知識と技術の普及、親同士の交流及び育児不安軽減を図るための教室を開催 平成22年度からは、従来からの「プレママ・パパ教室」の実施に加え、「親子でたのしく学べる健康づくりプログラム」を活用した「親子で楽しむ健康教室」を保健センターや地域において開催し、乳幼児期からの生涯を通じた健康づくりの基盤形成を推進するとともに、新たに「親子すこやか発達教室」を開始した。</p>	<p><親子の健康づくり講座> ◇プレママ・パパ教室 ㊤実施回数314回 参加延組数3,708組 ◇親子で楽しむ健康教室 ・保健センター実施型 ㊤実施回数134回 参加延組数2,151組 ・地域出張型 ㊤実施回数223回 参加延組数3,163組 <親子すこやか発達教室> ㊤実施回数137回 参加延組数 845組</p>
<p>子どもの部屋 ふれあい広場の開催 (文化市民局 男女共同参画推進課)</p>	<p>ウイングス京都において、乳幼児とその保護者を対象に、親子で一緒に楽しむ集い</p>	<p>開催回数, 参加者数(うち子ども) ㊤12回, 296人(150人) →㊤12回, 180人(90人)</p>
<p>乳幼児関係者に対する救命講習の実施 (消防局救急課)</p>	<p>乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施</p>	<p>対象 乳幼児の保護者・幼稚園関係者, ファミリーサポートセンター等と連携 実績 ㊤49回→㊤125回 ㊤1,375人→㊤1,889人</p>
<p>(参照) 推進施策32 地域における子育て支援の充実</p>		

推進施策48 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実〔保健福祉局〕

◆小児救急医療体制の充実

◆京（みやこ）あんしんこども館における取組の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
京都市休日急病診療所の運営 (保健福祉局 医務審査課)	市内6か所に休日急病診療所を設置(小児科, 内科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 歯科) 平成22年度からは, 統合により歯科が3→2箇所(医科は3箇所です市内には計5箇所) 平成23年3月からは, 統合により医科が3→1箇所(歯科は2箇所です市内には計3箇所)	延べ患者数 ◇小児科 ⑳27,222人→㉑21,009人 ◇内科 ㉑3,771人→㉒2,902人 ◇眼科 ㉑3,989人→㉒4,073人 ◇耳鼻咽喉科 ㉑5,356人→㉒5,570人 ◇歯科 ㉑3,416人→㉒2,951人
子ども保健医療相談・事故防止センターの運営 (保健福祉局 保健医療課)	子どもたちの疾病や成長といった育児における悩みや不安について小児科医等による保健医療相談や, モデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施	来館者数 ㉑2,495人→㉒2,736人 相談件数 ㉑1,294件→㉒1,381件 講習会 ㉑6回→㉒7回

施策の方針4-3 男女の心とからだの健康づくりの支援

推進施策49 女性に特有な病気の予防対策の充実〔文化市民局, 保健福祉局〕

◆乳がん・子宮がん検診の実施

◆骨粗しょう症予防健康診査の実施

○乳がん啓発活動の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
乳がん検診 子宮がん検診 (保健福祉局 保健医療課)	勤務先等で検診を受けられない30歳以上の女性(ただし, 子宮がん検診は20歳以上)を対象に検診を実施(受診間隔は2年に1回)	受診者数 ◇乳がん検診 ㉑27,429人→㉒25,581人 ◇子宮がん検診 ㉑19,908人→㉒26,478人
骨粗しょう症予防健康診査の実施 (保健福祉局 保健医療課)	骨粗しょう症予防健康診査及び正しい知識の普及・啓発活動の実施	受診人員 ㉑1,435人→㉒1,407人 (内訳) 女性 ㉑1,330人→㉒1,300人 男性 ㉑105人→㉒107人 正常 ㉑1,108人(77.2%) →㉒1,076人(76.5%) 要注意域 ㉑253人(17.6%) →㉒256人(18.2%) 要医療域 ㉑74人(5.2%) →㉒75人(5.3%)
乳がん啓発活動の実施 (保健福祉局 保健医療課)	専門医やNPO, 企業, 学生, 行政等からなる「ピンクリボン京都実行委員会」では, 平成18年から, 乳がんの早期検診・早期診断・早期治療のための啓発に取り組んでおり, 京都市もその趣旨に賛同し, ピンクリボン活動を推進している。	京都市役所本庁舎をピンク色にライトアップ(10/1~10/3の3日間)

推進施策50 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進〔保健福祉局〕

- ◆＜再掲＞女性健康診査の実施，女性健康手帳の交付（⇒推進施策26）
- ◆健康づくりゼミナールの開催
- 受動喫煙防止対策の普及促進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
ウェストスリムクラブの開催 (保健福祉局 保健医療課)	生活習慣の見直し改善，生活習慣病予防のための基礎的な学習と具体的運動体験をする講座	コース数 ㉑26コース→㉒26コース 受講者 実数 ㉑198人→㉒231人 延べ人数 ㉑465人→㉒513人
受動喫煙防止対策の普及促進 (保健福祉局 保健医療課)	京都市たばこ対策行動指針の周知及び普及啓発。 多くの人が集まる施設等に禁煙及び分煙の働きかけを強化する。	「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」のポスター配布施設 ㉑67施設→㉒67施設

推進施策51 ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進〔文化市民局，保健福祉局〕

- ◆更年期に関する相談等の充実
- ◆こころの健康相談の充実
- 女性外来や男性外来のニーズへの対応

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
こころの健康増進センターでの相談事業 (保健福祉局 こころの健康増進センター)	医師，心理士，精神保健福祉士，精神保健福祉相談員等による相談（来所又は電話）	相談件数（電話相談を含む） 男性 ㉑1,382件→㉒1,229件 女性 ㉑2,329件→㉒2,353件 不明 ㉑82件→㉒112件
女性総合外来，男性専門外来の実施 (保健福祉局医務審査課 (地方独立行政法人京都市立病院機構))	(1)女性総合外来 女性の健康に関する不安，悩みについて，女性スタッフのみで対応 (2)男性専門外来 男性更年期障害，排尿障害等の疾患について，男性泌尿器科医師を中心に対応	女性総合外来受診者数 78件 男性専門外来受診者数 38件
(参照) 推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実		

推進施策52 スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆スポーツ教室, スポーツ講習会の再編・充実
- ◆スポーツボランティア, リーダーの育成
- ◆健康増進講座の充実
- ◆学校体育施設の開放推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
スポーツ教室の開催 (文化市民局 スポーツ企画課, (財)京都市体育協会)	(財)京都市体育協会加盟競技団体による初心者を対象とした教室のほか, ミズノ株式会社のサポートを受けて種目別・上達度別スポーツ教室を開催	延べ種目数 ㉑133→㉒45 延べ教室数 ㉑110→㉒137 延べ受講者数 ㉑16,270人→㉒15,945人 (内訳) テニス(6種目)18回, 2,101人/硬式テニス(3種目)15回, 636人/居合道2回, 224人/弓道3回, 224人/ハンドボール1回, 72人/アーチェリー2回, 127人/太極拳1回, 10人/ターゲット・ハートゴルフ1回, 11人/合気道1回, 28人/なぎなた1回, 26人/ヨガ等(7種)28回, 2,319人/卓球(5種)17回, 2126人/バドミントン(5種目)17回, 1,865人/サカガクリニック(11種)30回, 6,176人
生涯スポーツ講習会の実施 (文化市民局 スポーツ振興課)	地域に根差したスポーツ活動の拠点である地域体育館において, 地域の体育指導委員が中心となり, 初心者向けのスポーツ講習会を実施 なお, H20年度からは, 10回以内の連続した講習会に変更して実施し, スポーツに親しむきっかけづくりを行っている。 (注)右欄 スポーツ講習会内訳は「地域体育館」を略(東山=東山地域体育館, 以下同じ)	延べ種目数 ㉑18→㉒29 延べ教室数 ㉑143→㉒267 延べ受講者数 ㉑2,972人→㉒7,278人 (内訳) 東山 5講座50回, 2210人/山科 6講座51回, 1014人/右京 4講座40回, 1270人/桂川 4講座40回, 770人/伏見北堀公園 6講座52回, 1234人/醍醐 4講座34回, 780人
スポーツボランティア, リーダーの育成 (文化市民局 スポーツ振興課)	スポーツの楽しみ方やスポーツによる交流のコーディネートなど, 多面的にスポーツ活動への支援ができる体育指導委員をはじめとしたスポーツボランティアの多様な能力の開発支援を行うとともに, 大学のまち・京都の特性を生かし, 大学と連携し, 学生など意欲ある人のスポーツボランティアとしての参加を促進する。	◇市民スポーツフェスティバル等の京都市主催事業において, 体育指導委員が運営に参加 ◇スポーツリーダーとしての資質向上のため, 体育指導委員に対し各種講習会を実施 ◇全京都大学野球トーナメント大会には, 数多くの学生ボランティアが運営スタッフとして参加
(財)京都市女性協会 「健康増進事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	こころと体の健康づくりを支援する各種講座の開催	講座数, 参加者実数 ◇運動講座(エアロビクスほか) ㉑26講座, 783人→㉒29講座, 880人 ◇ゴスペル・愛唱歌等 ㉑10講座, 388人→㉒13講座, 1,013人 ◇メイク講座 ㉑8講座, 159人→㉒8講座, 153人
学校体育施設開放事業 (教育委員会 体育健康教育室)	児童・生徒の遊び場の確保と校区民のスポーツ活動推進のため, 体育施設を開放	開放校数 ㉑238校→㉒237校 延べ開放日数 ㉑72,396日→㉒73,364日 延べ利用人数 ㉑1,593,669人→㉒1,550,264人

基本目標5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

施策の方針5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進

推進施策53 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備〔全局・区〕

- ◆企業等におけるポジティブ・アクションの普及促進
- ◆パブリック・コメント（重要な施策への市民意見の募集）の実施
- ◆審議会等の公開と審議内容等の公表の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
市民参加推進計画の推進 (総合企画局 市民協働政策推進室)	本市の基本的な方向性を定める計画の策定や重要な制度の創設時にパブリック・コメントを実施 <目標値> 原則としてすべての市政運営の基本的な計画で実施	パブリック・コメントの実施件数 ㉑25件→㉒56件
市民参加推進計画の推進 (総合企画局 市民協働政策推進室)	審議会等を公開で開催し、議事録・摘録をホームページ等で公開 <目標値> 条例上非公開となるものを除くすべての審議会の数	公開した審議会等の数 ㉑135件→㉒127件 (H16年度から公開可能な審議会のすべてを公開している。)
(参照) 推進施策15 推進施策19	企業等における男女雇用機会均等対策の促進 企業等における両立支援の取組の促進	

推進施策54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保〔全局・区〕

- ◆「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進
- ◆女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表
- ◆委員公募制の活用などによる審議会等の運営方法の見直し
- ◆委員推薦団体への協力要請

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進、女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表 (文化市民局 男女共同参画推進課)	本市の設置する審議会等において、現状で割合の少ない女性委員の登用促進と登用状況の公表 <目標値> 審議会等における女性委員の登用率 25.8% (H13年度(6月1日現在)) → 男女いずれの割合も少なくとも35% (H22年度) *H16年度に、中間目標「H18年度末までに女性委員の登用率30%」を設定	女性委員の占める割合 ㉑31.5%→㉒32.0% 女性委員のいない審議会等の数 ㉑1→㉒3 女性委員の割合30%以上の審議会等数 ㉑115→㉒118 女性委員の割合35%以上の審議会等数 ㉑77→㉒80
市民参加推進計画の推進 (総合企画局 市民協働政策推進室)	審議会等の委員を公募し、市民意見を反映する取組を導入 <目標値> 設置要綱等で公募することが不可能な審議会等を除く、すべての審議会等で実施	市民公募委員が在籍する審議会等の数 ㉑73件→㉒68件

推進施策55 女性の人材情報の収集・整備・提供〔文化市民局〕

- ◆女性の人材情報の拡充
- 庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供 (文化市民局 男女共同参画推進課)	審議会等への女性の登用を促進するため、庁内イントラネットホームページに、各局等が所管する審議会等における女性委員の情報(市民公募委員を除く)を掲載	延べ掲載人数 ㉑929人→㉒620人(延べ) ㉑過去の審議会の女性委員数も含めた合計 ㉒平成22年度に存在した審議会の女性委員の数を合計

推進施策56 市や外郭団体における女性職員の積極的登用と職域拡大〔全局・区〕

- ◆＜再掲＞女性職員の能力開発と積極的登用（⇒推進施策18）
- ◆女性職員の管理職等への登用状況の公表
- ◆＜再掲＞職域拡大の推進（⇒推進施策18）

施策の方針5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上

推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成〔文化市民局〕

- ◆男女共同参画講座の充実
- ◆青少年活動センターにおける学習活動の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
男女共同参画講座の充実 (文化市民局 男女共同参画推進課)	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座等	開催回数, 受講者数 ◇はじめての男女共同参画講座 定期開催分 ⑲10回, 145人→⑳12回140人 出前講座分 推進施策5参照 ◇講座 ⑲4講座, 673人→⑳4講座, 323人 ◇講演会 ⑲4回, 811人→⑳3回, 237人 ◇各種団体との連携講座 ⑲3講座, 328人→⑳2講座, 36人
10代のセクシャルヘルス関連セミナー「10代の性を考える」 (文化市民局 勤労福祉青少年課, (財)京都市ユースサービス協会)	青少年に関わる指導者やこれから性教育に取り組もうという人を対象にした連続講座	ピアサポーター養成講座 10月25日～11月29日(全6回) 参加者数: ⑲11名→⑳20名
「レンアイリョク向上委員会」 (文化市民局 勤労福祉青少年課, (財)京都市ユースサービス協会)	セクシャルヘルスに関わる悩みを持った青少年の相談の機会の提供とエイズポスター展やデートDVについての意見交換会を実施	【中京青少年活動センター】 実施なし 【山科青少年活動センター】 ＜パネル掲示(エイズ)＞ 実施日: 2月3日～15日 来場者数: ⑲123名→⑳61名 ＜相談＞ 実施日: 2月3日～15日 参加者数: ⑲29名→⑳12名 【南青少年活動センター】 ＜意見交換会・相談＞ 月2回実施 (年間実施数: ⑲23回→⑳24回 参加者数: ⑲43名→⑳29名) ＜エイズデー企画展示及び啓発事業＞ 実施日: 11月18日～12月16日 来場者数: 121名(うちパネル展示・グッズ配布・相談等84名, 参加型プログラム37名)

推進施策58 男女の創造的な学びを支える環境の整備〔総合企画局、教育委員会〕

- ◆生涯学習総合センターにおける事業の充実
- ◆＜再掲＞図書館機能の強化（⇒推進施策14）
- ◆情報通信技術（IT）を活用した生涯学習情報・機会の提供
- ◆生涯学習市民フォーラムによる取組の推進
- ◆学校ふれあいサロン事業の充実
- ◆学校コミュニティプラザ事業の充実
- ◆「京（みやこ）カレッジ」事業の推進
- 生涯学習パスポート制度の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「アスニー・アトリエ」の充実 (教育委員会 生涯学習総合センター 事業課, 生涯学習総合 センター山科)	市民が継続的に取り組める趣味・実技講座として多種多様な内容の講座を開講	「茶道」, 「健康体操」, 「着付け」など ◇京都アスニー 講座数 ⑲74→⑳75 延べ開催回数 ⑲1,378→⑳1,423回 延べ受講者数 ⑲15,959人→⑳16,376人 ◇アスニー山科 講座数 ⑲49→⑳50 延べ開催回数 ⑲342回→⑳375回 延べ受講者数 ⑲3,718人→⑳4,010人
生涯学習情報ネットワークシステム (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)	インターネットによる生涯学習情報の発信(京都市生涯学習情報検索システム「京(みやこ)まなびネット」), 生涯学習講座等の動画配信	京まなびネットでの発信情報数 379件
生涯学習市民フォーラムによる取組の推進 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)	総会及びシンポジウムの公開や各団体による学習機会の提供等のネットワーク化を通じた市民の学習活動への支援	・総会及びシンポジウムを開催(12月, 参加者数約500人) ・新規加盟団体数: 6
学校ふれあいサロン事業の充実 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)	小学校の余裕教室等1室を地域開放型施設に改修整備 ＜目標値＞ 利用人数500,000人(H22年度)	実施校数 ⑲134校→⑳134校 利用者数 ⑲320,143人→⑳329,850人
学校コミュニティプラザ事業の充実 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)	設定した生涯学習ゾーン毎に, 様々な生涯学習活動に利用でき, 中核となる施設を整備 ＜目標値＞ 学校コミュニティプラザ数 7ゾーン(H12年度) → 17ゾーン(H22年度)	ゾーン数 ⑲14ゾーン→⑳14ゾーン

京（みやこ）カレッジの実施 (総合企画局 市民協働政策推進室)	大学・短期大学の提供科目を社会人が学生とともに受講でき、単位の取得も可能 <目標値> 京カレッジ科目提供数 34大学250科目（H12年度） →49大学500科目（H22年度）	参加大学数（大学・短期大学） ㉑37大学・3機関→㉒35大学・2機関 提供科目数 ㉑448科目→㉒460科目 延べ受講者数 ㉑1,871人→㉒1,446人
生涯学習パスポート制度の実施 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)	個々人の学習成果を記録し、学習履歴や到達度を振り返ることのできる記録帳「京（みやこ）まなびパスポート」を作成し、様々な場面において、学習効果を広く活用できるようにする。	配布部数 ㉒約2,500部

推進施策59 女性の社会参加意識の向上〔文化市民局，選挙管理委員会〕

- ◆政治・文化セミナーの開催
- ◆政治や経済等に関する講座の開催

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「政治・文化セミナー」の開催 (選挙管理委員会事務局 選挙課)	政治や選挙をはじめ、あらゆる分野にわたる講座を開催（全3回）	テーマ 「龍馬殺害事件を実証する－黒幕は薩摩でよいか－」 「人はどういう人を好ましい候補者として選ぶのか－ゴリラのコミュニケーションに学ぶ－」 「ねじれ国会と日本の政党政治」 延べ受講者数 ㉑412人→㉒363人
「区政治・文化セミナー」の開催 (各区選挙管理委員会 事務局)	明るい選挙を推進するため、身近なテーマを設定し、講師を中心に話し合う講座を開催（各区）	講座数，参加者数 ㉑12講座，921人 →㉒12講座，約1,800人

推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実〔文化市民局，教育委員会〕

- ◆男女共同参画センターにおける相談事業の充実
 - ◆市民生活センター，区役所・支所における相談事業の充実
 - ◆「温もりの電話」相談事業の充実
- 男女共同参画に係る苦情等処理制度の周知

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
男女共同参画センター「相談事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課， (財)京都市女性協会)	様々な悩みに関する相談の実施	相談件数㉑1,919件→㉒1,929件 (内訳) 一般相談／電話 ㉑985件→㉒935件 一般相談／面接 ㉑593件→㉒653件 法律相談 ㉑74件→㉒78件 女性への暴力 ㉑170件→㉒177件 働く女性のこころの健康相談 ㉑47件→㉒40件 男性のための相談 ㉑50件→㉒46件 ◇グループ相談会の開催 ㉑1テーマ，2回，51人→㉒2テーマ，2回，32人

(財)京都市女性協会 「相談事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課、 (財)京都市女性協会)	女性のための相談窓口を開設している行政機関による「女性のための相談ネットワーク会議」への参加	開催回数、延べ参加機関 ⑳2回, 38機関→㉑2回, 21機関
法律相談, 税務相談, 交通事故相談, 一般相談 (文化市民局 消費生活総合センター)	各種無料相談事業を消費生活総合センター及び区役所・支所で実施(交通事故相談は消費生活総合センターのみ)	相談件数 法律相談 ⑳8,927件→㉑8,862件 税務相談 ㉑76件→㉒87件 交通事故相談 ㉑254件→㉒223件 一般相談 ⑳82,220件→㉑68,986件
温もりの電話の振興 (教育委員会生涯学習部 生涯学習推進担当)	隣のおばちゃんとして地域社会における支えとしての温もりの電話相談事業(相談は, 生活の知恵, 人間関係, 子育てなど)の運営	◇温もりの電話相談件数 ㉑709件→㉒694件
男女共同参画苦情等処理制度 (文化市民局 男女共同参画推進課)	「性別による人権侵害」及び「男女共同参画の推進に関する京都市の施策」に対する苦情, 相談等について専門員が助言・是正の要望等を行う。	申出件数 ㉑0件→㉒0件 問合せ等件数 ㉑5件→㉒2件

施策の方針5-3 男女の様々な社会活動への支援

推進施策61 男女平等の実現を目指した市民活動への支援〔文化市民局〕

- ◆団体・グループ等の登録・紹介, 交流促進
- ◆市民活動総合センターにおける事業の充実
- ◆男女共同参画社会づくりに向けた全国集会等への参加支援
- 男女共同参画社会づくりに取り組む団体等への支援の充実(市民活動サポート事業の実施など)

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
「暮らしの工房」づくり支援事業 (文化市民局 地域づくり推進課)	地域における幅広い分野の市民活動団体の活動場所の確保を図るため, 市民主体の活動拠点づくりに対し, その費用の一部を本市が一定期間補助する。	北区・伏見区深草・中京区・山科区・南区・右京区で事業を継続
市民活動総合センターの管理運営 (文化市民局 地域づくり推進課)	特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等の市民活動を総合的にサポートするとともに, 市民相互の交流や連携を図るための拠点施設として, H15年6月に開設。活動の場を提供するとともに, 市民活動に関する情報収集・提供, 各種相談, 市民活動団体等の育成, 交流の場の提供, 連携・協働事業等を実施し, 多様な市民活動の一層の活発化を図っている。	入館者数(カウンター表示数) ㉑146,072人→㉒155,674人 相談件数 ㉑1,440件→㉒2,703件 講座等参加者数 ㉑721人(38回)→㉒683人(40回) ホームページアクセス件数 ㉑204,292件→㉒211,235件
男女共同参画市民会議の運営 (文化市民局 男女共同参画推進課)	男女共同参画市民会議運営委員の全国集会等への派遣	派遣回数, 延べ派遣者数 ㉑3会議, 12人(「日本女性会議2009さかい」含む。)→㉒1会議, 3人

(財)京都市女性協会 「市民活動サポート事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	男女共同参画社会の形成に資する市民団体等の事業に対する助成（(財)京都市女性協会と市民団体の共催事業として実施）	助成団体 ㉑3団体→㉒2団体 内容 講座の開催（「DVについての啓発ワークショップの開催」, 「人形劇と絵本をつかったワークショップと子育て座談会」）
---	--	--

推進施策62 ボランティア活動への男女の参加促進〔行財政局, 保健福祉局, 教育委員会〕

◆福祉ボランティアセンターにおける事業の充実

◆学校支援ボランティアの登録・派遣

◆ボランティア休暇の普及

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
福祉ボランティアセンター事業の充実 (保健福祉局 地域福祉課)	福祉ボランティア活動の総合的な支援のための各種事業を実施	相談件数 ㉑2,157件 →㉒2,135件
学校支援ボランティアのネットワーク化 (教育委員会 学校指導課)	子どもたちの学習活動を支援する幅広い分野のボランティアを登録し, 各学校へ派遣	登録者数 ㉑451人→㉒507人 派遣者数 ㉑1,584人→㉒1,667人
市職員に対するボランティア休暇の導入 (行財政局給与課)	職員がボランティア活動に参加する際に休暇を付与(年5日以内)	◇取得者数 ㉑1人→㉒2人 ◇延べ日数(時間数) ㉑1日→㉒3日
(参照) 推進施策52 推進施策57 推進施策69	スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援 男女共同参画を進める人材の育成 国際交流・協力の推進	

推進施策63 文化芸術活動への男女の参加促進〔文化市民局〕

- ◆文化・芸術に親しむ講座等の開催

(参照) 推進施策58 男女の創造的な学びを支える環境の整備

推進施策64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備〔全局・区〕

- ◆トイレ内乳幼児用寝台等の設置促進
- ◆市が主催する講演会等における保育の実施
- ◆保育ボランティアの養成

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
市民ボランティアの養成 (教育委員会 こどもみらい館)	市民参加によるこどもみらい館の事業運営と全市的な子育て支援の土壌づくりを目指し、電話相談ボランティア及び子育て支援ボランティアを養成する	1. 養成者数 ・子育て支援ボランティア 57人 ・外部ボランティア 8人 2. 市民ボランティア登録者数 722人 (内訳) ・電話相談ボランティア 58人 ・子育て支援ボランティア 283人 ・絵本ふれあいボランティア 153人 ・地域子育て支援ボランティア 220人 ・外部ボランティア 8人
市が主催する講演会等における保育の実施	(参考) 別表5 「保育コーナー等を設置した講演会等一覧」	延べ保育人数 1,223人

施策の方針5-4 男女共同参画による地域コミュニティの創造

推進施策65 男女の協力による地域の活性化の促進〔文化市民局, 区役所・支所, 消防局〕

- ◆地域における固定的な性別役割分担等の見直しに向けた啓発等の推進
- ◆個性あふれる区づくり推進事業の充実
- ◆消防団活動への女性の参加促進
- 防災分野での男女共同参画の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
個性あふれる区づくり推進事業 (文化市民局 地域づくり推進課)	各区毎に地域の個性を活かした区民参加型事業を実施	(主な事業) ◇区民ふれあい事業 ①57事業→②55事業 ◇基本計画推進事業 ①30事業→②26事業 ◇区民主体の共汗事業 ②16事業
女性消防団員の育成 (消防局庶務課)	地域密着型である消防団の一層の活性化を図るため、女性消防団員を育成	◇女性消防団員活性化奈良大会への参加：4人 ◇第10回消防団幹部候補中央特別研修への女性消防団員の派遣：1人 ◇京都府女性消防団員活性化大会への参加：36人
自主防災リーダーの養成 (消防局市民安全課)	住民による防災活動の核となる自主防災リーダーの養成	自主防災リーダー養成数 ①977人→②1,096人 (女性の割合は約3割)
(参照) 推進施策24 女性の起業に対する支援		

推進施策66 世界の多様な文化との交流・共生の推進〔行財政局, 教育委員会〕

- ◆学校教育における国際理解の推進
- ◆交流活動促進事業の充実
- ◆外国籍市民をめぐる諸問題についての調査・検討

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
<p>学校教育における国際理解教育の推進</p> <p>(教育委員会指導部 学校指導課)</p>	<p>○京都市土曜コリア教室の実施 <趣旨>市内小学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童には、アイデンティティ保持や民族的自覚を培うことを目的とし、さらに日本人児童には、国際理解・国際協調を深めることを目的としている。年間約12回開催。 <対象>市内在住の小学校3年生～6年生。</p> <p>○多文化学習推進プログラムの実施 <趣旨>外国籍及び外国にルーツをもつ児童・生徒にはアイデンティティの保持を目的とし、日本人児童・生徒には、国際理解・国際協調を深めることを目指し、教育課程内外の活動で、外国人講師との交流を通し、多様な言葉や文化にふれる。 <対象>京都市立小・中学校</p> <p>○PICNIK(国際理解プログラム)の推進 <趣旨>京都市内の大学に在籍する留学生を京都市内の小・中学校へ派遣し、他の文化や生活についての理解を深めることを目的とするプログラム(主催:国際交流協会)の活用を推進する。</p> <p>○日本語指導支援策の実施 <趣旨>日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対し、日本語の指導等を行う。</p>	<p>○京都市土曜コリア教室の実施 ・実施日時:平成22年6月～平成23年2月まで、年12回開催。 ・登録児童数:53名</p> <p>○多文化学習推進プログラム ・実施校数:小・中学校延べ44校</p> <p>○PICNIKの推進 ・実施校数:小・中学校延べ14校</p> <p>○日本語指導支援策の実施 ・実施校数:小・中学校延べ85校</p>
<p>交流活動促進事業の充実</p> <p>(総合企画局 国際化推進室, 財)京都市国際交流協会)</p>	<p>異文化に触れ、国際理解を深めるためのセミナーやイベントを実施</p>	<p>参加者数</p> <p>◇国際交流会館オープンデイ ㉑9,700人→㉒14,000人</p> <p>◇チョゴリときもの ㉑241人→㉒169人</p> <p>◇国際学生交流会 ㉒42人(留学生)</p>
<p>外国籍市民等をめぐる諸問題についての調査・検討</p> <p>(総合企画局 国際化推進室)</p>	<p>外国籍市民等に関する諸問題について調査・審議する「京都市多文化施策懇話会」を運営</p>	<p>京都市多文化施策懇話会 開催3回 ・議題 コミュニケーション, 子育てから見た多文化共生について</p>
<p>(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研修の推進</p>		

推進施策67 外国籍市民に対する支援の充実〔総務局，保健福祉局〕

- ◆情報提供・相談事業の充実
- ◆留学生等支援・交流事業の充実
- ◆高齢，障害のある外国籍市民に対する給付金の支給

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
情報提供・相談事業の充実 (総合企画局 国際化推進室， (財)京都市国際交流協会)	外国籍市民対象の各種相談事業の実施，「京都市生活ガイド」(4言語)の発行やホームページによる各種情報提供	情報サービス相談件数 ①6,196人→②6,650人 法律・行政書士相談件数 ①173件→②185件 (財)京都市国際交流協会ホームページアクセス件数 ①297,147件→②218,576件
留学生等支援・交流事業の充実 (総合企画局 国際化推進室， (財)京都市国際交流協会)	就職・住宅情報の提供や国民健康保険料補助等の支援事業及び日本文化を紹介する「ふれあい講座」等の交流事業を実施	参加者数 ◇KYOTOふれあい住宅フェア2010 ①38人→②67人 ◇就職ガイダンス&ジョブフェア ①122人(1回)→②144人(1回) ◇「ふれあい講座」 ①326人→②282人
高齢外国籍市民福祉給付金の支給 (保健福祉局 長寿福祉課)	国民年金法の適用を受けることができなかった外国籍市民に対し，国が制度化を図るための間，給付金を支給	支給人数 ①223人→②187人 (各年度末2月支給実績)
外国籍市民重度障害者特別給付金 (保健福祉局 障害保健福祉課)	障害基礎年金を受給できない外国籍の重度障害者に対して，特別給付金を支給	支給人数 ①53件→②52件

基本目標6 国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり

施策の方針6-1 男女共同参画社会の構築に向けた国際的協調の推進

推進施策68 諸外国との相互理解の促進〔文化市民局，教育委員会〕

- ◆国連世界女性会議への男女の参加支援
- ◆女性の海外研修・交流の推進
- 世界における女性の現状への理解を広げるための情報発信

(参照) 推進施策13 社会教育団体の学習・実践活動の支援

推進施策69 国際交流・協力の推進〔総合企画局〕

- ◆ボランティア活動育成事業の充実
- ◆国際交流団体ネットワーク事業の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
ボランティア活動育成事業の充実 (総合企画局 国際化推進室, (財)京都市国際交流協会)	(財)京都市国際交流協会登録ボランティアによる各種ボランティア事業の実施	ボランティア登録者数(延べ数) ⑲534人→⑳624人
国際交流団体ネットワーク事業の充実 (総合企画局 国際化推進室, (財)京都市国際交流協会)	「京都国際交流団体情報ネットワーク(kokoka国際交流団体ネットワーク)」(平成23年5月設立。京都国際交流団体連絡協議会(A. I. E. K.)」を解散し、新たに登録団体のデータを整理し、ホームページで公開するもの。)による国際交流団体間の情報交換と国際交流活動の促進	「京都国際交流団体情報ネットワーク(kokoka国際交流団体ネットワーク)」加入団体 ⑲155団体→⑳87団体

推進施策70 男女共同参画による地球環境の保全に向けた取組の促進〔環境政策局，教育委員会〕

- ◆環境保全活動センターにおける事業の充実
- ◆環境教育の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成22年度実績
京都市環境保全活動センターの運営 (環境政策局 地球温暖化対策室)	身近なごみ問題から地球温暖化防止といった地球規模の環境問題まで幅広い視点に立った「環境意識」の定着を図るとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で環境問題に対する取組の輪を広げる拠点の役割を果たす。 ①環境保全活動や環境学習のための施設の提供 ②環境問題に関する普及啓発 ③環境学習の提供 ④環境ボランティア育成及び活動支援 ⑤環境保全活動に関わる人材養成 ⑥環境保全活動支援	入館者数 【平成21年度】⑲80,068人→⑳68,881人

<p>環境教育の推進 (教育委員会学校指導課)</p>	<p>全市立学校・幼稚園で環境宣言を策定，KES学校版「環境にやさしい学校」の取組充実に向けて，児童・生徒・教職員が主体的・計画的に環境に配慮する活動を積極的に推進。「こどもエコライフチャレンジ推進事業」の取り組みや企業と連携した「環境学習事業」等を積極的に活用している。また，環境教育を小中一貫して系統的・横断的に展開できるよう，「京都市環境教育スタンダード」を作成し環境教育の充実を図る。</p>	<p>KES学校版「環境にやさしい学校」の取組について，全小・中・総合支援学校が認証取得。 こどもエコライフチャレンジ推進事業 22年度全小学校実施。 「京都市環境教育スタンダード・ガイドライン」を作成し，小中学校の全教員に配布。</p>
<p>(参照) 推進施策13 社会教育団体の学習・実践活動の支援</p>		

別表1「講演会等一覧」

(推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 ◆講演会・シンポジウムの開催)

名称	開催日, 会場	延参加者数(人)	内容	所管課	関連施策
日本女性会議2010 きょうと	10月1日(金)～ 3日(日) 国立京都国際 会館	3,200	男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図る日本女性会議を京都市で開催(27回目) 第1分科会 ジェンダー平等に向けて 第2分科会 女性への暴力 第3分科会 誰もが能力を発揮できる社会に向けて 第4分科会 ワーク・ライフ・バランス 第5分科会 子どもを真ん中に 第6分科会 介護と地域福祉 第7分科会 若者の現在(いま)を語る 第8分科会 京都発一市民ぐるみの人づくりー 第9分科会 女性の健康を考える 第10分科会 多文化共生 第11分科会 地域, 家庭から地球の明日を考える!	文化市民局 男女共同参 画推進課	1
京都市男女共同参画 市民会議ウイング ス・フォーラム2010	12月11日 (土) ウイングス京 都イベント ホール	194	日本女性会議2010きょうと開催 記念イベント 「幸せ 笑顔 夢をつくる オヤジの 味」 対談:「オヤジの味が社会を変える」 出演者:滝村雅晴(パパ料理研究 家), 伊藤公雄氏(京都大学大学 院文学研究科教授)	文化市民局 男女共同参 画推進課	-

京都くらしの フォーラム	5月29日，京都市男女共同参画センター（ウイングス 京都）	245	<p>講演「『安全な食べもの』って何だろう？」 講師：北島直文氏</p> <p>講演「お財布にやさしい生活エコアイデア」 講師：鈴木靖文氏 山本和仁氏</p> <p>講演「今日からはじめる豊かにくらす生活設計術」 講師：加藤登美夫氏</p> <p>講演「住まいの省エネリフォームで快適エコライフ！」 講師：木原浩貴氏</p> <p>特別講演会「なるほど消費者庁！」 講師：内田俊一消費者庁長官</p> <p>特別講演会「どうなる日本のくらし」 講師：金美齡氏</p> <p>三者対談（金美齡氏，内田俊一消費者庁長官，門川大作京都市長）「世界のくらし，日本のくらし，京都のくらし」</p>	文化市民局 消費生活総合センター	29
計		3,639			

3-3 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備

38 高齢者の社会参加の支援〔保健福祉局，教育委員会〕

◆講演会・シンポジウム等の開催

名称	開催日，会場	延参加者数(人)	内容	所管課	関連施策
高齢者・障害のある方が安心して暮らせるために	平成22年12月24日(金) ひと・まち交流館 京都 大会議室	114	<p>第1部 基調講演 テーマ:『高齢者・障害者の権利擁護について』成年後見センターリーガルサポート京都支部 浜田昭氏</p> <p>第2部 鼎談 テーマ:『高齢者・障害者の権利擁護に関する現状と課題について』</p>	長寿福祉課 障害保健福祉課	40
合計		114			

別表2「研修一覧」

(推進施策9 職員等への研修の充実)

◆市・外郭団体の職員に対する対象別研修の充実

◆教職員研修の充実

研修名	対象者	延べ参加者数(人)	時間及び開催回数	内 容	所管課	関連施策
基本理念研修(女性の人権)	採用2年目職員, 受講希望者(市職員及び外郭団体職員)	396	90分×5回	女性の人権	行財政局 人材活性化推進室	9
男女共同参画推進員全体研修会	男女共同参画推進員	68	2時間半×1回	○京都市のDV対策について ○DVの現状について	文化市民局男女共同参画推進課	18
人権月間講座	上下水道局職員	143	90分×2回	女性と人権についての講演を行った。 (講師/(財)世界人権問題研究センター 研究員 源 淳子氏)	上下水道局職員課	9
人権研修「多様な性」ほか	中京区役所区民部市民税課職員全員	13	1回30分×2	多様な「性」問う映画祭(新聞記事)を用い, 性に関する偏見について考える	中京区役所区民部市民税課	9
計		620				

別表3「女性職員の状況(4月1日現在)」

(推進施策18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進
◆女性職員の能力開発と積極的登用)

		女性職員数(人)	女性役付職員の割合(%)	全役付職員数(人)
役付職員	昭和62年度	147	7.6	1,947
	平成19年度	347	15.2	2,289
	平成20年度	366	15.8	2,305
	平成21年度	387	16.8	2,298
	平成22年度	409	17.8	2,295
	平成23年度	414	18.7	2,219
		女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	全職員数(人)
全職員	昭和62年度	2,797	27.8	10,061
	平成19年度	3,183	33.9	9,390
	平成20年度	3,215	34.5	9,322
	平成21年度	3,220	35.3	9,113
	平成22年度	3,229	36.1	8,952
	平成23年度	2,703	33.3	8,120

別表4「旧姓使用状況(4月1日現在)」

(推進施策18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進 ◆旧姓使用制度の周知)

		婚姻	養子縁組	その他
旧姓使用中の職員数(人)	平成19年度	111(6)	2(2)	5(0)
	平成20年度	140(6)	2(2)	6(0)
	平成21年度	180(8)	3(2)	6(0)
	平成22年度	214(7)	4(3)	7(0)
	平成23年度	240(8)	4(3)	11(0)

※ () 内は男性で内数

別表5「保育コーナー等を設置して開催した講演会等一覧」

(推進施策64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備

◆市が主催する講演会等における保育の実施)

事業名	所管課	開催回数 (回)	延べ参加等 人数(人)	延べ保育 人数(人)
男女共同参画センターでの保育事業 (男女共同参画講座及び(財)京都市女性協会自主・共催事業として開催の講座, 相談会, シンポジウム, ウィングス・フォーラム等)	文化市民局男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会			1,195
ヒューマンステージ・イン・キョウト2010	人権文化推進課	1	618	3
京都国際舞台芸術祭2010	文化芸術企画課	10	10,212	5
子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)の制定に向けた市民公聴会	保健福祉局児童家庭課, 教育委員会生涯学習部	1	約70	0
子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例(仮称)骨子案に対する市民シンポジウム	保健福祉局児童家庭課, 教育委員会生涯学習部	2	124	0
京都やんちゃフェスタ(第2部)	保健福祉局児童家庭課	1	7,000	17 ※スタッフ用
ふしみ人権の集い2010第2回学習会	深草支所区民部まちづくり推進課	1	205名	0名
子どもを共に育む未来づくりフォーラムin京都	教育委員会事務局学校指導課・生涯学習部家庭地域教育支援担当	1	3,300	3
京都市生涯学習市民フォーラムシンポジウム	教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当	1	500	0
		—	—	1,223

※保育を行う予定で募集した事業であれば, 保育実績0人の場合も掲載。

3 数値目標の達成状況

基本 目標	項目名	単位	推進プラン改定時		推進状況					目標						
			17年度	18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度				
2	市における女性職員の登用	%	—	40 ※8局区 /20局区	—	50 ※10局区 /20局区	55 ※11局区 /20局区	74 ※14局区 /19局区	「京都市人材育成方針」は平成20年度に全面改定し、「人材活性化プラン」を策定した。同プランでは、部長級以上の女性職員の配置を取組項目としていないため、削除	取組期間内(平成18年度～22年度)に部長級以上の女性職員を全局区に配置						
	(4月1日現在)															
	子どもの出生時における父親の5日以上の連続休暇の取得【市職員(市長部局)】	%	39	—	40.2	42.0	37.8	41.0					—	50	—	
	育児休業等の取得(男性の場合は、出生時の5日以上の連続休暇を含む)【市職員(市長部局)】	%	男性 41 女性 93	—	男性42 女性98	男性43 女性98	男性38 女性98	男性43 女性98					—	男性 55 女性 90	—	
	年次休暇取得年間10日以上職員割合【市職員(市長部局)】	%	69	—	68.7	65.8	65.1	63.7					—	80	—	
	保育所定員	人	—	24,350	—	24,420	24,420	24,400					24,525	—	24,650	—
	延長保育(夜間延長保育を含む)	箇所	—	150	—	164	169	179					182	—	190	—
	休日保育	箇所	—	3	—	3	3	5					5	—	5	—
	一時保育	箇所	—	29	—	33	37	42					44	—	42	—
	一元化児童館	箇所	101	—	103	106	110	119					122	—	130	—
3	子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)	箇所	2	—	4	9	14	20	23	—	20	—				
	特別養護老人ホーム定員	人	4,093	—	4,093	4,213	4,408	4,576	4,571	4,470	4,585	4,664				
	ケアハウス定員	人	577	—	577	577	617	617	617	670	617	617				
4	1歳6か月児健康診査(受診率)	%	93.2	—	93.1	94.7	95.3	96.2	99.3	—	97	—				
5	審議会における女性委員の登用	%	28.9	—	30.2	30.1	30.5	31.5	32	—	—	男女いずれの割合も少なくとも35%				
	学校ふれあいサロン(利用人数)	人	352,024	—	361,418	330,765	323,776	320,143	329,850	—	—	500,000				
	学校コミュニティプラザ	ゾーン	14	—	14	14	14	14	14	—	—	17				

4 参考資料

(1) 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
- 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日^{*}から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（※平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日公布
京都市条例第44号

目次

前文	
第1章	総則（第1条～第7条）
第2章	男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）
第3章	男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）
第4章	苦情等の処理（第21条）
第5章	男女共同参画審議会（第22条～第24条）
第6章	雑則（第25条）
附則	

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切に、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切に、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるよう

にするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。

- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備等)

第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

らない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置（社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての

理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

(3) 京都市男女共同参画推進条例施行規則

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。
2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。
2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
2 会長は、会議の議長となる。
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
3 部会ごとに部会長を置く。
4 部会長は、会長が指名する。
5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(4) 男女共同参画に関する年表

	世 界	国 内	京 都 市
1975年 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人年(目標：平等・開発・平和) ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 〔「世界行動計画」, 「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子教育職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律公布 ＜翌年施行＞ ●内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 ●総理府に「婦人問題担当室」設置 	
1976年 (昭和51)		<ul style="list-style-type: none"> ●民法等一部改正法公布・施行(離婚後の婚氏統稱制度新設) ●第1回日本婦人問題会議開催 	
1977年 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」(～1986年)策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ●「国内行動計画前期重点目標」策定 ●国立婦人教育会館開館 	
1978年 (昭和53)		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人の現状と施策－国内行動計画第1回報告書－」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ●市会において「婦人の地位向上のための請願」採択 ●総務局に「勤労者・婦人対策室」設置 ●「京都市の婦人対策の推進について」市長決定 ●「婦人問題関係基礎資料集」発行 ●「婦人問題企画推進協議会」設置 (～1980年12月) 〔「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」を諮問〕 ●「婦人問題行政内連絡会」設置 (～1981年4月) ●世界文化自由都市宣言 ●「婦人会議」設置(現 男女共同参画市民会議)
1979年 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●「京都市女子職員意識調査」実施 ●「勤労者・婦人対策室」を「婦人対策課」に改組 ●婦人問題企画推進協議会「婦人問題解決のために－中間報告－」発表
1980年 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 〔「国連婦人の後半期行動プログラム」採択, 「女子差別撤廃条約」65か国署名, 4か国批准, NGOフォーラム並行開催〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画第2回報告書」発表 ●「国連婦人の10年」中間年世界会議参加(「女子差別撤廃条約」署名) ●民法及び家事審判法一部改正法公布(配偶者の法定相続分の引上げ, 寄与分制度新設) ＜翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人実態調査」実施 ●第1回婦人会議開催 ●婦人問題情報紙「女性市民きょうと」創刊(～1992年) ●婦人問題企画推進協議会「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」答申
1981年 (昭和56)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第156号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(家族的責任条約)採択 ●「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の10年後半期にむけて「国内行動計画」に対する婦人問題企画推進会議意見提出 ●「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回婦人会議開催 ●市会「女子差別撤廃条約の早期批准に関する要望書」を国へ提出 ●「婦人対策課」を「婦人計画課」に改組 ●社会教育総合センター(現 生涯学習総合センター)に婦人教育情報センター開設

	世 界	国 内	京 都 市
			<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人行政企画推進会議」設置（現 男女共同参画推進会議） ●婦人会議テーマ別集会開催（6回） ●「婦人問題懇話会」発足（～1982年10月） ●「婦人問題意識調査」実施 ●第3回婦人会議開催
1982年 (昭和57)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「女子差別撤廃条約委員会」設置 ●国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 ●労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題解決のための京都市行動計画試案」発表 ●婦人会議課題別集会開催（5回） ●「婦人問題解決のための京都市行動計画」策定（～1991年） ●京都市女性市民国内交流会実施(福岡市)
1983年 (昭和58)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「'85 世界会議」（ケニア・ナイロビ）の開催決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●法制審議会が国籍法改正について中間試案を発表 ●「国内行動計画第3回報告書」発表 ●婦人少年問題審議会が男女雇用平等法制定にむけて中間報告を発表 ●法制審議会の国籍法部会が国籍法の全面改正要綱案を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●非核、平和都市宣言 ●第4回婦人会議開催 ●「婦人計画課」を「婦人青少年課」に改組 ●「婦人問題アドバイザー」設置（～1989年） ●「京都市基本構想」策定（女性の地位向上への取組を明記） ●第5回婦人会議開催
1984年 (昭和59)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年世界会議」エスカップ地域政府間準備会議（東京）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人少年問題審議会が男女雇用平等法制定にむけて報告書を提出 ●国籍法及び戸籍法の一部改正法公布（父母両系血統主義の採用，配偶者の帰化条件の男女同一化） <翌年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ●在日・在洛外国人等との交流会開催 ●「女性市民ハンドブック」発行 ●「京都市老人福祉中・長期計画」策定（「婦人問題解決のための京都市行動計画」の主旨を盛り込む） ●第6回婦人会議開催
1985年 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ●国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）開催 ●「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択，NGOフォーラム並行開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法一部改正法公布（女性の年金権の確立） <翌年施行> ●男女雇用機会均等法公布 <翌年施行> ●労働者派遣法公布 <翌年施行> ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「国内行動計画第4回報告書」発表 ●パートタイム労働旬間実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和58年度推進事業報告書－」発行 ●第7回婦人会議開催 ●「京都市基本計画」策定（「婦人問題解決のための京都市行動計画」の推進を明記） ●点字版「女性市民ハンドブック」発行 ●ナイロビ世界会議（NGOフォーラム）及びヨーロッパにおける婦人の状況調査に代表団派遣 ●第8回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和59年度推進事業報告書－」発行
1986年 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> ●女子労働基準規則の制定 ●婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ●総理府に「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ●雇用政策条約（第122号）人的資源開発条約（第142号）批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●第9回婦人会議開催 ●「パートタイム労働者に関する調査」実施 ●「婦人問題関係資料集」発行 ●第10回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和60年度推進事業報告書－」発行
1987年 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下，「新国内行動計画」）策定 ●労働基準法改正 ●労働省「今後のパートタイム労働対策のあり方について」発表 ●所得税法一部改正法公布・施行（配偶者特別控除制度創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第11回婦人会議開催 ●第12回婦人会議開催 ●第13回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和61年度推進事業報告書－」発行

	世 界	国 内	京 都 市
1988年 (昭和63)		●「農村漁村婦人の日（3月10日）」設定	●「女性市民ハンドブック」（改訂版）発行 ●第14回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和62年度推進事業報告書－」発行
1989年 (平成元)	●国連「児童の権利に関する条約」採択	●文部省「新学習指導要領」告示（高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い） ●労働省「パートタイム労働指針」策定	●第15回婦人会議開催 ●第16回婦人会議開催
1990年 (平成2)	●国連「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	●「新国内行動計画」見直し方針決定	●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和63年度推進事業報告書－」発行 ●第17回婦人会議開催 ●「婦人問題懇話会」設置（～1992年） 〔「第2次婦人行動計画の課題と方向性について」諮問〕 ●「女性問題に関する意識・実態調査」実施 ●第18回婦人会議開催
1991年 (平成3)		●「育児休業法」公布（民間企業対象，男女共に取得可能） ＜翌年施行＞ ●「新国内行動計画」第1次改定 ●国家公務員，地方公務員の育児休業法公布 ＜翌年施行＞	●第19回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成元年度推進事業報告書－」発行 ●「女性問題に関する意識・実態調査報告書」発行 ●婦人問題懇話会「第2次京都市女性行動計画への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画への市民からの意見募集」実施 ●第20回女性会議開催（「婦人会議」から名称変更） ●女性総合センター着工 ●婦人行政企画推進会議幹事会「女性企画部会」発足 ●女性会議テーマ別集会開催（合計4回） ●「京都市健康都市構想」策定 ●「第2次女性行動計画への意見集」発行 ●第21回女性会議開催
1992年 (平成4)	●環境と開発に関する国連会議（地球サミット／リオデジャネイロ）開催（NGOフォーラム並行開催）	●労働省「介護休業等に関するガイドライン」策定 ●「新国内行動計画に関する報告書（第1回）」発表（～1996年（第5回）まで年1回発表） ●婦人問題担当大臣任命（内閣官房長官）	●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成2年度推進事業報告書－」発行 ●「第2次京都市女性行動計画」策定 ●「婦人青少年課」を「女性青少年課」に名称変更 ●「女性政策懇談会」設置（のち，男女共同参画懇話会（～2003年）） ●女性行政企画推進会議幹事会「常任幹事会」発足 ●女性問題をみんなで考えるグラフ誌「E b」（イー・フラット）創刊 ●女性会議「ウイングス・フォーラム'92」開催

	世 界	国 内	京 都 市
1993年 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連世界人権会議（ウィーン）開催 （女性の人権を含む「ウィーン宣言」及び「行動計画」）策定 ●国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」公布・施行 ●労働省「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会の報告について」 ●保健婦助産婦看護婦法改正（男性保健士認める） ●中学校における家庭科の男女必修完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新京都市基本計画」策定 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成3年度推進事業報告書－」発行 ●「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」制定 ●財団法人京都市女性協会設立
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際家族年 ●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催 （「ジャカルタ宣言（行動計画を含む）」採択） ●国際人口・開発会議（カイロ）開催 （リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を盛り込んだ「カイロ宣言」及び「行動計画」採択） ●「人権教育のための国連10年」（1995－2004年）決議 	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間法公布・施行（一般職の国家公務員に介護休暇制度創設） ●高等学校における家庭科の男女必修実施（1994年度入学者から順次実施） ●総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 ●法務省「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表 ●内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性総合センター「ウイングス京都」開館 ●女性総合センター「ウイングス京都」オープニング・フェスティバル開催（女性会議「ウイングス・フォーラム'94」，オープニングイベント，「国際女性フォーラム in KYOTO」） ●「第2次京都市女性行動計画－平成4年度推進事業報告書－」発行 ●「女性青少年課」を「男女共同参画推進課」に改組 ●「女性大学」開設 ●女性会議「ウイングス・フォーラム'94」開催
1995年 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会開発の世界サミット（コペンハーゲン）開催 ●国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ●第4回世界女性会議（北京）開催 （「北京宣言」及び「行動綱領」採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第156号条約（家族的責任条約）批准 ●育児休業法一部改正法公布・施行＜一部1999年施行＞（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成5年度推進事業報告書－」発行 ●「女性問題ガイド－職場の身近な女性問題を考える－」発行 ●「男女共同参画推進課」を文化市民局に移管 ●男女共同参画懇話会に「第2次京都市女性行動計画の新たな展開について」諮問 ●「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施 ●第4回世界女性会議（NGOフォーラム）に代表団を派遣 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム'95」開催
1996年 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ●法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ●「新国内行動計画」第2次改定に向けて，男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画推進連携会議」（えがりてネットワーク）発足 ●「男女共同参画2000年プラン」（「新国内行動計画」第2次改定）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書」発行 ●「第2次京都市女性行動計画－平成6年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画懇話会「第2次京都市女性行動計画の新たな展開への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画」見直しに向けての意見募集及び「男女共同参画市民会議」開催 ●「もっと元気に・京都アクションプラン」策定（男女共同参画社会の実現に向けた条件整備を明記） ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム'96」開催
1997年 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会設置法公布・施行 ●男女雇用機会均等法，労働基準法，育児・介護休業法一部改正法公布 ＜翌々年（母性保護については翌年）施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成7年度推進事業報告書－」発行 ●「第2次京都市女性行動計画」改定 ●「女性の労働に関する市民意識調査」実施

	世 界	国 内	京 都 市
		<ul style="list-style-type: none"> ●労働省設置法の一部改正 ●内閣総理大臣が「男女共同参画社会実現を促進するための方策に関する基本的事項」について、男女共同参画審議会に諮問。審議会に基本問題部会を設置 ●「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ●介護保険法公布〈2000年施行〉 ●「男女共同参画2000年プランに関する報告書（第1回）」発表（～1999年（第3回）まで年1回発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム'97」開催
1998年 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 ●労働基準法一部改正法公布〈翌年施行〉 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成8年度推進事業報告書－」発行 ●「ガンバレ女性にやさしい企業」シンポジウム・交流会開催、パンフレットの発行 ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム'98」開催
1999年 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童買春・児童ポルノ法公布・施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ●男女共同参画社会基本法公布・施行 ●食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画促進を規定） ●警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成9年度推進事業報告書－」発行 ●「ガンバレ女性にやさしい企業」パートII「京都・女性にやさしい広告」表彰、パンフレットの発行 ●「女性への暴力に関する市民意識調査」実施 ●「京都市基本構想」策定 ●男女共同参画市民会議「京都・国際女性フォーラム（ウィングス・フォーラム'99）」開催 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成10年度推進事業報告書－」発行 ●「女性に対する暴力の防止に関する庁内連絡会議」の設置
2000年 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会女性2000年会議（ニューヨーク）開催（「政治宣言」及び「成果文書」採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性と仕事の未来館」開館 ●ストーカー規制法公布・施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定 ●「男女共同参画白書（平成12年度版）」発表（以後、年1回発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ガンバレ女性にやさしい企業」パートIIIシンポジウム・講演会開催、パンフレット発行 ●男女共同参画懇話会に「第3次京都市女性行動計画に盛り込むべき施策の基本的方向について」諮問 ●女性2000年会議（NGOフォーラム）に代表団派遣 ●「男女共同参画に関する市民意識実態調査」実施 ●「第3次京都市女性行動計画」策定に向けた市民公聴会開催（合計3回） ●女性2000年会議及びワークショップ報告会開催 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成11年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム2000」開催 ●「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」の設置

	世 界	国 内	京 都 市
2001年 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 ＜配偶者暴力相談支援センターについては翌年施行＞ ●第1回男女共同参画週間実施 ●育児・介護休業法一部改正法公布・施行＜休業による不利益取扱いの禁止／時間外労働の制限，看護休暇制度については翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「京都市基本計画」策定 ●男女共同参画懇話会「京都市男女共同参画計画への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成12年度推進事業報告書－」発行 ●「きょうと男女共同参画推進プラン」素案の公表及び市民意見募集実施 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2001」開催
2002年 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ●「きょうと男女共同参画推進プラン」策定 ●男女共同参画推進員の設置 ●男女共同参画懇話会に「京都市男女共同参画推進条例（仮称）について」諮問 ●（仮称）京都市男女共同参画推進条例についての中間報告及び市民意見募集 ●「男女共同参画フォーラム<京都市>」（近畿ブロック男女共同参画フォーラム，男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2002」）開催 ●男女共同参画懇話会「（仮称）京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本的事項について-提言-」答申
2003年 (平成15)	●女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法公布・施行＜地方公共団体及び事業主の行動計画の策定については翌々年施行＞ ●少子化対策基本法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成13年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2003」開催 ●「京都市男女共同参画推進条例」公布・一部施行（2003年12月26日） ＜苦情等の処理，男女共同参画審議会の設置については翌年施行＞
2004年 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法一部改正法公布・施行 ●育児・介護休業法一部改正法公布 ＜翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）－平成14年度推進事業報告書－」発行 ●「京都市男女共同参画推進条例」完全施行（2004年4月1日） ●「男女共同参画審議会」設置（男女共同参画懇話会廃止） ●「男女共同参画苦情等処理制度」創設 ●男女共同参画講座「ウイングス・セミナー」開講（女性大学を改編） ●「男女共同参画通信」創刊（男女共同参画社会について考えるグラフ誌「E^b（イー・フラット）」を改編） ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成15年度推進事業報告書）発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2004」開催（ウイングス京都10周年記念事業として実施）

	世 界	国 内	京 都 市
2005年 (平成17)	●第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）開催	●男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ●育児・介護休業法一部改正法公布 <翌年施行> ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	●男女共同参画審議会に「きょうと男女共同参画推進プラン」中間見直しについて諮問 ●「民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対する補助制度」創設 ●「男女共同参画に関するアンケート」実施 ●「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度創設 ●「ドメスティック・バイオレンス被害者支援ボランティア入門講座」開講 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2005」開催 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成16年度推進事業報告書）発行
2006年 (平成18)		●男女雇用機会均等法，労働基準法一部改正法公布 <翌年施行>	●「女性総合センター」を「男女共同参画センター」に改称 ●男女共同参画審議会「きょうと男女共同参画推進プランの新たな展開について」答申 ●広報誌「POWER CATCH KYO(パワー キャッチ きょう)」創刊 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2006」開催
2007年 (平成19)		●配偶者暴力防止法一部改正法公布 <翌年施行>	●「きょうと男女共同参画推進プラン」改定 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成17年度推進事業報告書）発行 ●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行 ●「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 ●「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度創設 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2007」開催
2008年 (平成20)		●内閣府「仕事と生活の調和推進室」設置 ●次世代育成支援対策推進法一部改正法公布 <翌年施行>	●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成18年度推進事業報告書）発行 ●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2008」開催 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成19年度推進事業報告書）発行 ●京都雇用創出活力会議 ワーク・ライフ・バランス専門部会の設置 ●「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内連絡会議」の設置
2009年 (平成21)		●育児・介護休業法一部改正法公布 <翌年施行>	●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行 ●「男女共同参画に関するアンケート」実施 ●男女共同参画審議会に「第4次男女共同参画計画の策定について」諮問 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2009」開催 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平

			<p>成20年度推進事業報告書) 発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ●京都雇用創出活力会議 ワーク・ライフ・バランス専門部会の開催 ●「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内連絡会議」の開催 ●「仕事と生活の調和推進宣言都市奨励事業(厚生労働省)」に選定
2010年 (平成22)	●第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚級会合) ニューヨーク) 開催	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ●「男女共同参画基本計画(第3次) 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プランについて」答申 ●「日本女性会議2010きょうと」開催 ●「はばたけ未来へ! 京プラン京都市基本計画」策定

京都市の男女共同参画の現状と施策

—ひとが輝き、未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして—

【 第3次女性行動計画「きょうと男女共同参画推進プラン」 】

平成22年度推進事業報告書

発行年月 平成24年1月

京都市 文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課

〒604 - 8571 京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町 488 番地

Tel. 075-222-3091 Fax. 075-222-3223

京都市印刷物 第233179号

